

令和6年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和6年6月10日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |           |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 13番 | 上田秀人君 | (P13～P37) |
| No. 2 | 5番  | 大竹憂子君 | (P38～P50) |
| No. 3 | 11番 | 鈴木勝久君 | (P51～P70) |

・出席議員（16名）

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 小澤佑太君  | 2番 須藤正樹君  | 3番 山崎 昇君  |
| 4番 鈴木昭司君  | 5番 大竹憂子君  | 6番 鈴木 修君  |
| 7番 君島栄一君  | 8番 鈴木武男君  | 9番 河西美次君  |
| 10番 真船正康君 | 11番 鈴木勝久君 | 12番 藤田節夫君 |
| 13番 上田秀人君 | 14番 大石雪雄君 | 15番 矢吹利夫君 |
| 16番 真船正晃君 |           |           |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |        |                   |       |
|------------------|--------|-------------------|-------|
| 村 長              | 高橋廣志君  | 副 村 長             | 真船 貞君 |
| 教 育 長            | 秋山充司君  | 会計管理者兼<br>会 計 室 長 | 仁平隆太君 |
| 参 事 兼<br>総 務 課 長 | 田部井吉行君 | 企画政策課長            | 関根 隆君 |
| 財 政 課 長          | 渡部祥一君  | 防 災 課 長           | 木村三義君 |
| 税 務 課 長          | 須藤隆士君  | 住民生活課長            | 池田早苗君 |
| 福 祉 課 長          | 相川佐江子君 | 健康推進課長            | 高野則子君 |
| 環境保全課長           | 今井 学君  | 産業振興課長            | 相川哲也君 |
| 建 設 課 長          | 添田真二君  | 上下水道課長            | 相川 晃君 |
| 学校教育課長           | 緑川 浩君  | 生涯学習課長            | 黒須賢博君 |
| 農業委員会<br>事 務 局 長 | 鈴木弘嗣君  |                   |       |

・本会議に出席した事務局職員

|  |           |                                    |         |
|--|-----------|------------------------------------|---------|
| 参 事 兼<br>議 会 事 務 局 長<br>兼 監 査 委 員<br>主 任 書 記 | 和 知 正 道   | 事務局次長兼<br>議 事 係 長 兼<br>監 査 委 員 書 記 | 佐 川 典 孝 |
| 議 会 事 務 局<br>庶 務 係 長                         | 金 田 百 合 子 |                                    |         |

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇13番 上田秀人君

1. マイナンバーカードとマイナ保険証について
2. 子育て支援について
3. 環境行政について

○13番（上田秀人君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず1点目といたしまして、マイナンバーカードとマイナ保険証についてということでございますけれども、1点目、マイナンバーカードの普及率について、まず伺いたいと思いますけれども、現在、西郷村においてマイナンバーカードの普及率は何%になるのか簡単にお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 13番上田議員のマイナンバーカードの普及率についてのご質問にお答えいたします。

国では、交付率として公表していた統計値を令和5年5月よりカード保有数を人口で割った保有率と並行して公表することとなったため、保有率という表現でお答えいたします。

令和6年4月末時点の西郷村のマイナンバーカードの保有率は、75.9%となっております。

なお、カード保有枚数は、人口2万317人に対して1万5,430枚となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 保有率、今、令和6年の4月末で75.9%ということで、今答弁いただいたんですけども、そこでさらに伺いたいと思いますけれども、これまでこのマイナンバーカードを使って、役場窓口や行政サービスセンター窓口以外から住民票の写しや各種証明の交付申請、何件ほどあったのか、もし数字持っていればお

示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 大変申し訳ありません。本日、保有しておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これは通告なかったもので、持ち合わせていないということは理解をいたします。

もう一つちょっと伺いたいのは、時間外、すなわち朝8時半から午後5時までの時間以外で交付申請の件数というの把握されていませんか。今日数字持っていないですか。了解です。

じゃ、今日持ち合わせていないということで、次回確認していきたいと思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、マイナンバーカードに関するトラブルはなかったのかということなんですけれども、詐欺被害とか、いわゆる刑法犯罪につながるようなトラブルがあったのか、なかったのか、伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナンバーカードのトラブルに関しまして、様々な報道がなされているところでございますが、本村では詐欺など報道されているようなトラブル、また誤交付、誤ってひもづけを行ったというような報告は受けてございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 刑法につながるような犯罪はなかったということと、あとはカード発行に伴うトラブルも、大きなトラブルはなかったということで理解をしたいと思います。

続いて、3点目といたしまして、マイナ保険証についての関連で質問したいと思います。

今回、私が取り上げているのは、村が所管する国民健康保険と後期高齢者医療制度について少し伺いたいと思いますけれども、少し横にそれる部分もあるかもしれませんが、その辺はご理解いただいて質問したいと思います。

そこで、伺いたいと思いますけれども、政府は、本年12月2日に現在の保険証の新規発行を停止する、停止、廃止をしておりますけれども、本村におけるマイナ保険証の普及率についても何%なのか、まず確認しておきます。伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

マイナ保険証の普及率のご質問でございます。

令和6年4月15日時点の西郷村国民健康保険被保険者のひもづけ率は64.09%、後期高齢者医療被保険者のひもづけ率は60.97%でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま国保で64.09%、あとは後期高齢で60.97%という数字示されましたけれども、これマイナンバーカードを取得されている方、全て

の数字じゃないですよ。取得されている方全部、そのひもづけしているというわけじゃないですよ。そのひもづけ率から見ると、マイナンバーカードを取得している方の何%に当たるか、ちょっとお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 被保険者、国保に関しましては、被保険者数が3,567人で、ひもづけしている方が2,286人でございますので、64.09%というひもづけ率になってございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） マイナンバーカードを取得されている方が完全にひもづけされているわけではないということで、これは後々ちょっとまた別の形でお話ししたいと思えます。

政府が言われる健康保険証の発行停止、廃止にする日を定めている日が本年の12月2日ですよ。何でこの切りのよい12月1日ではなくて2日になったのか。そこが一つまず疑問が出てくる場所なんです。たまたまカレンダーを見ますと、12月2日というのは月曜日ですから、ただ、その理由で12月2日からというふうに切替えているのか、ちょっと大きな疑問を持つところでございます。

これだけ大きなことを計画するに当たって、日曜日でも月曜日もないと思えますよね。それと、村が所管する国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険期間は、9月末で終了して、10月1日から新たに保険証となりますよね。そうしますと、12月2日までのこの約2か月間のタイムラグというのはどういうふうに対応されるのか、お示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

まず、経過措置として健康保険証が廃止される前日の令和6年12月1日時点で交付中の健康保険証は最長で1年間、また、1年経過する前に有効期限を迎える健康保険証は、その有効期限まで従来どおり使用することはできます。

西郷村国民健康保険では、令和6年10月1日に、また福島県後期高齢者医療では、令和6年8月1日に健康保険証廃止前に例年どおり一斉更新を行います。この一斉更新時の健康保険証の有効期限は、一般的なケースでは、西郷村国民健康保険は令和7年9月30日まで、福島県後期高齢者医療は令和7年7月31日までとなる予定ですので、一斉更新で交付した健康保険証は令和6年12月2日以降も使用できます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 経過期間があつて、そのまま使うことができるということで理解をしていきますけれども、この後、またその部分も触れたいと思えますけれども。

それと、じゃ4点目のマイナ保険証を取得しなかった場合の対応について伺いますということですが、マイナンバーカードへマイナ保険証をひもづけしなかった場合、その方に対する対応はどうなるのか、まずお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナンバーカードと健康保険証情報のひもづけ登録をしていない被保険者に対しましては、それぞれ有効期限を迎える前に健康保険証に代わる資格確認書を職権にて交付する予定でございます。

資格確認書の券面には、健康保険証と同様の内容を記載して交付する予定でございますので、各医療機関の窓口にご提示いただければ従来どおり保険診療で受診することができます。

また、マイナンバーカードと健康保険証情報のひもづけ登録をしている被保険者には、資格情報のお知らせを交付する予定でございます。

なお、健康保険証廃止後にマイナンバーカードと健康保険証情報のひもづけ登録をしていない方が就職や転職などにより、健康保険証種別の切替えが必要になった場合や健康保険証を紛失してしまった場合などは、資格確認書を交付する予定でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁聞いていますと、資格確認書を交付して対応していくんだということで理解をしたいと思えますけれども、それで医療機関でも診察を受けることができますよということですよ。

ちょっと1点、気になったことがあります。様々な事情によって保険料が払われない、支払いが今できなかった方と違っていらっしゃいますよね。こういった方に対しては、どういうふうな対応を取られるのか。現行では、短期保険証とか資格証明書って出されていますけれども、これらに関してはどうのように対応されるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 健康保険証の廃止に伴いまして、短期被保険者証の仕組みは廃止となります。また、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付につきましても、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなるため、規定を整備することとなります。これらが該当する方がマイナ保険証を利用した際には、現在は整備をすることとなります。

保険証の廃止等により、保険証の更新時の納税相談の機会が失われるため、今後の納税相談の手法につきましては、税務課と対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 税務課と対応していくということで、今、答弁いただいたんですけども、私はそこに一つの問題があるのかなと思う。医療を受ける権利を奪われてしまう可能性があるということで、これは申し上げておきます。

さらに、もう一点伺いますけれども、政府は医療機関に対して、昨年10月と比較して、マイナ保険証の利用率が上がれば、利用1件当たり20円から120円を支給していると話を聞いたことがあります。このことが正しいのであれば、マイナ保険証

を持たずに医療機関で診察などを受けた場合、医療機関では20円から120円、国からももらえない。支給を受けることができない。医療機関でね。その分、診療報酬に上乗せになっているのではないかということ考えたんですけども、そういった心配は要りませんか、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 医療費が安くなるという点は、マイナ保険証の利点の一つでございますけれども、その分が上乗せされているというようなことは存じておりません。お答えできません。申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 把握されていないような話なんですけれども、実際にこれ今、行われているんじゃないですか。医療費って20円から120円に値上がっているんじゃないですか。値上がっているって変な言い方ですけども、支払いが上乗せになっているはずですよ。

ところが、マイナ保険証を所持していない方は、さらに上乗せになっているはずですよ。マイナ保険証を持っている方は、20円から120円、持っていない方よりも低くなっているはずですよ。そこはきちっと確認をして対応すべきだというふうに思いますよ。医療にそういう差があっては絶対許される話じゃないと思いますので。

続いて、5点目のほうに入りたいと思いますけれども、医療機関でのマイナ保険証についての対応ということで、一番そこが気になるところでございます。

現在、医療機関のほうでマイナ保険証、カードリーダーとか設置をして対応できているのかということで非常に気になるところでございます。各医療機関、薬局などではマイナ保険証に対する対応、準備は整っているのか、担当課として把握されているのか伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 医療機関等におけるマイナ保険証への対応状況についてのご質問でございます。

白河市管内における令和6年5月26日時点の顔認証付きカードリーダーの設置率は、全体で93.63%でございます。医科、歯科、調剤薬局別では、それぞれ医科が91.67%、歯科が92.73%、調剤薬局が97.62%となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在で100%ではないということで、4月1日現在ですか、100%ではないということで、非常に気になるところでございます。その医療を受ける権利がマイナ保険証を持っている、持たないで差が出る。先ほど言いましたよね。それと、診察を受ける権利がここでちょっと阻害される部分はあるんじゃないかと、心配されます。

それと、このマイナ保険証について、さらに伺いたいんですけども、これまでの病気診察内容などマイナ保険証で確認できるとされていますけれども、マイナ保険証

と病院の診察カード、一本化されるのか。それとも、受付でその診察カードというんですか、それを使われている方は、そのカードとマイナンバーカードを両方持って歩かないといけないのか、ちょっと確認したいんですけれども、お分かりになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 今おっしゃったのは、病院の診察券とマイナ保険証のお話でございますか。

あくまでも、マイナ保険証は加入している保険の内容を確認するものでございます。

診察券とは別でございますので、それぞれ別に持つものではないかと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 年配の方でよく、私はおかげさまで病院要らずで、医者要らずなものですから、病院ってほとんど行かないんですけれども、2か月に1回の眼科にかかっているときに、その眼科で診察カードを機械で読み取りをして受付をするところなんですけれども、そこで見えていますと、年配の方がそのカードをどういうふうに対応しているのか分からないと。その都度、看護師さんが出てきて、こういうふうにするんですよと、こう教えている姿を見ている。そうすると、診察カードとマイナカードと2つも3つもなってくると、余計戸惑いが出てしまうのではないかなと思うんですけれども、そういった部分というのは病院の対応なので、そういう心配がありますよということだけで、今日ここで話ししておきますけれども、そういったことも担当課としては十分注意をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

それと、私はこういう体でも実際、花粉症なんですよ。2月と3月に病院で診察を受けて、薬を出してもらうんですけれども、院外処方なので病院の外の薬局でお薬をもらうんですけれども、薬局では医師の処方箋だけで薬を処方してもらっていましたよね。今後はマイナ保険証の提示も必要なのか。カードリーダーにそのカードを読み取りさせることも必要なのか。このことをもし把握されていれば伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 私も病院のほうには行っておりますけれども、毎回健康保険証を薬局のほうで提示はしておりませんので、毎回必ずマイナ保険証でということがどうなのかということは承知しておりますが、恐らく1回替わる、例えば社会保険から国民健康保険に替わった、そういったタイミングでの提示になるのかなと想像はしております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 病院のほうから薬局に処方箋持っていくときに、そこに保険証の番号が書いてあるというふうに私、理解しているんですよ。薬局ではその番号だけを確認して、薬を今まで出してくれていたと思うんですけれども、その番号を今後は確認する必要があるとなると、今までマイナ保険証を提示がなかったのが、マイナ保険証になったことによって、その提示が求められるのかな。さらに大きな負担がかか

ってしまうのではないかというふうに心配をすることでありますので、その辺は注意をしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、マイナ保険証の利用率が上がらないことから、これは政府の話ですよ。217億円の予算を計上して、今年1月から医療機関への支援金制度を開始したというふうに話を聞いています。これは去年の10月と比較をして、マイナ保険証の利用率が上がれば、1件当たり、先ほど言いました20円から120円支給するということなようですけれども、これにより病院で診察を受けた際、薬局で薬を処方してもらった際に、マイナ保険証を持っている持っていないで、金銭的な差益が生じるのではないかと考えますけれども、このことについては把握されていますか伺います。もう一度確認します。

早口でしゃべって申し訳ないんですけれども、政府はマイナ保険証の利用率が上がらないことから、217億円の予算を計上して、今年1月から医療機関への支援金制度を開始したと聞いております。この内容につきましては、去年の10月と比較をして、マイナ保険証の利用率が上がれば、1件当たり20円から120円を支給するという話を聞いております。

これによって、病院で診察を受けた際、また薬局で薬を処方してもらった際に、マイナ保険証を持っているいないで金銭的な差益が生じるのではないかと私、考えるんですけれども、さっきも質問しましたけれども、もう一度確認したいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

薬局での金銭的な差異ということについては、申し訳ありません、承知をしておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在、マイナ保険証を使用している方は、先ほど言いましたように、病院での支払い金額、所持していない方よりも少ない、少ないって変な言い方、低いそうですよ。今年12月2日まで移行期間と考えれば、真におかしな話だというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） そういった事象につきましては把握しておりませんので、内容を検討して対応を確認してまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 内容を把握しているしていないじゃなくて、これおかしいと思いませんかと私、聞いているんです。それと、そのマイナ保険証を持つ持たないによって、そういう差益が出てしまうこと自体おかしいでしょうということを私、申し上げている。これ以上はもう言いません。

さらには、現在、今年5月から7月までの期間で、マイナ保険証利用促進集中取組月間として、これも国の話ですよ、月間としてマイナ保険証を利用した患者数の増加

に応じて、病院最大20万円、診療所と薬局に対しては10万円支給するとされております。さきに話したように、全くおかしな話だというふうに私は思うんですよ。さらには、本来、健康を増進するために国は予算措置をすべきだというふうに考えております。

ところが、今、国がやっているのは、このマイナ保険証を普及するために、大きな予算をそうやって使っている。ここに大きな疑問を感じますけれども、担当課としてはどういうふうにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 確かに、国のほうでの支援措置をやることによって、報道等によりますと、マイナ保険証を持っている方が優遇されて、紙の保険証の人は後回しにされているというような、そういった報道、ニュースを私もネット上で確認をさせていただきました。そういったことはあってはならないことだと私も感じております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 危惧されているということで、理解をしたいと思います。

恐らく村長も同じ考えだと思いますので、次の質問に入っていきたいと思っておりますけれども、6点目といたしまして、マイナ保険証による利点について伺いますということで、このマイナ保険証を取得、マイナカードにひもづけすることによって、どのような利点が考えられるのか、担当課として考えを伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナ保険証についてのメリットでございます。

先ほど医療費の節約のお話はさせていただきましたので、利点3つあるうちの2つを申し上げます。

1つ目が、よりよい医療を受けることができるという点でございます。本人の同意があれば、過去の診療情報、調剤情報や健康診断の結果を医師と共有し、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

2つ目といたしまして、限度額適用認定証の交付が必要なくなるという点でございます。限度額適用認定証は、申請により交付しておりましたが、マイナ保険証を利用すると高額療養費制度における限度額を超える支払いは発生いたしません。

また、私ども保険者側のメリットもございます。主に2つあるかと思っております。

1つ目は、健康保険証の不正使用を防ぐことができるという点でございます。現在、健康保険証には顔写真がないため、他人に利用されるなど不正に利用される可能性がございました。マイナ保険証による顔認証、暗証番号認証、または窓口での目視確認を行うことで、本人以外による不正使用を防ぐ仕組みとなっております。

2つ目は、資格喪失後受診による診療報酬請求の返戻や保険者負担分の本人請求を減らすことができるという点でございます。健康保険証の資格を喪失した場合、健康

保険証は返却する必要がありますが、返却するまでの間、使用することができてしまいます。

これにより、医療機関は健康保険証で確認した保険者に対して、診療報酬の請求を行います。資格を喪失した後での受診となるため、この請求は医療機関へ戻るか被保険者へ返還請求をすることとなります。マイナ保険証によるほぼリアルタイムでの視覚確認が実施されれば、保険者が変更になったこともすぐに判明し、医療機関は正しい保険者への診療報酬を請求することが可能となります。これにより、保険者における返戻事務等の負担も軽減されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） すごくきれいな言葉で今答弁いただきましたよね。そこで、一つ気になったのが、よりよい医療の提供ができるということでお話しされました。答弁されましたよね。これ、具体的によりよい医療の提供というのは、どういうことを考えられているんですか。提供が受けられるのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 先ほども申し上げましたが、過去の診療情報、調剤情報や健康診断の結果を医師と共有して、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができること。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできることなどだと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 要するに、多重診察とか重複服薬をちょっと防ぐ部分ができますよということだよ。ということは、保険者として、きちんとじゃ治療を必要とする方、薬を必要とする方に対して、保健指導を行っているのか、ちょっと確認したいんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 現在、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定保健指導は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準により、各保険者が行うものと指定しておりますので、保健指導のほうは行っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村の責務を何か回避しているしか聞こえないんですよ。国民健康保険の事業者って村でしたよね。村の方の健康を守らなきゃならないというのは、まず村の大前提の仕事ですよ。それに対して、例えば今言いましたように、多重診察、要するに肩が痛いとか腰が痛いとか、高齢になってくると余計そういうのが出ますよね。そうすると、その一つの症状でいろんな病院に通っている方もいらっしゃるかもしれない。

それと、もう一つ気になるのは、その多重服薬という部分ですよ。例えば、肩が痛い、腰が痛い、湿布とか出してくれますよね、病院によっては。ここで名前出しますけれども、ロキソニンという湿布なんかありますよね。あれですと例えば1日4枚

しか使えないとか、3枚しか使えないという、かなり薬効が強いのがありますよね。継続1週間しか使えない。1週間使ったら、何日か空けてからまた再使用してくださいよという指導が入っているはずなんですけれども、高齢者の方ばかりじゃないですけれども、痛みを抑えるために、国保加入者の方も高齢者の方もそうだと思うんですけれども、連続して使ってしまう。限度枚数を超えて使ってしまうかもしれない。そういうことを保健指導を行っていますかということなんですよ。

直接、健康被害が出ているか出ていないかというのは、まだはっきり分からないんですけれども、使ってはいけないものを使っている可能性がある。そういったものをきちんと指導されていますかと私、確認しているんです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 現状で、被保険者の方々が処方されているお薬などについての情報全てが、村のほうで確認できなくはないんですが、それについて一つ一つ指導していくということは、今現在はやっていないかと思われませんが、今後、やっていく必要があるのではないかということは、健康推進課のほうと話をしている最中でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これまで、村においては、レセプト審査を専門の方雇ってやっていましたよね。今どこか外部委託されていると思うんですけれども、その結果を見て、例えば私だったら私が一つの症状でいろんな病院に歩いていると。いろんな薬をもらってきていると。これは通常では使用しきれないような薬をもらってきている、そういったことをきちんと確認をして、本人のためにもそれは指導すべきだというふうに私は思いますよ。

そこをきちんと指導することによって、医療費が今、国が言うようにどんどん膨らんで大変だと。負担が大変だから、こういったことに走っていくんでしょうけれども、その負担を抑えるためにもそういった指導というのは必要だというふうに申し上げておきます。

それと、カードの他者利用を防ぐというお話ありましたよね。顔認証システムという。これ、東京のほうの議会議員をされている方、名前ちょっと忘れちゃったけれども、いわゆるマイナンバーカードを偽造されて、スマホを購入されたと言ったのかな。詐欺被害に遭ったということで、テレビか何かでニュースに流れているのちょっと見たことがあります。そのときに、それに関わるような、犯罪に関わるような人たちの話として出てきたのが、免許証をコピーするよりもマイナンバーカードを偽造するのは簡単だよという話を聞いたことがあります。

ですから、以前から言っているように、こういったコンピューター関連というのは絶対はあり得ない。だから、その危険性を持って対応していただきたいというふうに思います。

今いろいろ申し上げましたけれども、あとは診療、過去の経歴ですね、病歴、そのことについてもいろいろお話ありましたけれども、これも以前私、この場でお話しし

たと思います。昨年の3月だったと思うんですけども、個人情報保護法の話しましたよね。多分記憶にあると思います。個人情報保護法の第18条の3項、法令に基づく場合、本人の同意を得ずとも利用目的の範囲を超えて個人の情報を取り扱うことができるだったと思うんですけども、違うんだったら違うって言ってくださいね。

ということで、個人情報保護の関連で、この医療の病歴とか経歴が外部には出ないよと、こう思われているようなんですけれども、私は決してそうは思わない。今言いましたように、この個人情報保護法には曖昧な部分があって、そこからいろんな方に情報が回ってしまう可能性がありますよとお話をしました。

それと、今国会で審議中の地方自治法の一部改正、この改正案の中に、個別法で規定する緊急性も根拠規定もないままに、国の指示権が認められようとしています。ですから、個人情報が丸裸になってしまう。いわゆる国の側から見れば、丸裸で取り扱うことができるような危険性があるのではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 国は、オンライン資格確認等のシステムを拡充し、保健、医療、介護の情報を共有可能とする全国医療情報プラットフォームの構築を目指しております。これにより、さらに効率的かつ適切な医療につながるとともに、国民自らの予防、健康づくりを促進できるとしています。また、医療情報の適切な利活用により、薬剤や治療法の開発の加速化などの効果が期待されます。

議員おっしゃいますように、情報漏えいなどリスクへの対応も考えられますので、情報の利用の範囲やセキュリティー面など、国において十分な検討を行い、村としても対応を確認してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村としても、十分注意をしていくということで理解をしたいなと思うんですけども、もう一つお話ししたいなと思うのが、何で国はここまで、先ほど言いましたように217億円とか、もっと関連予算で大きな金額が上がっています。何でそんな大きな予算を使って、このマイナンバーカード、マイナ保険証を普及させようとしているのかというところだと思うんですよ。

以前、住基カードが普及しようとして、国は途中で頓挫したという話がありますよね。その轍を二度と踏みたくないということで、躍起になっているのかなと思うんですけども、それともう一つ、医療費の削減と公的責任を放棄するために私は行っているんじゃないかと考えるんですよ。

さらには、あの大切な個人情報を自由に扱って、健康情報や病歴、服薬情報などあらゆる情報を集めて、集めたデータを解析を行い、健康産業へつないでいく。さらには、それらを広めるためのICTやIT産業へつないでいく。ここに一つの目的があるんじゃないかと私は考えているわけでございます。これらのサイクルによって、いわゆる経済を動かしていくという考えが優先されているんじゃないかというふうに

思います。

ですから、そういうことを整理していくと、このマイナンバーカード、マイナ保険証の利点に関しては、マイナンバーカード、マイナンバー保険証の利用者ではなくて、全くもって別のところにあるんじゃないかと考えますけれども、その辺いかがお考えになりますか。もし答弁があれば伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 村といたしましては、村民の皆さんが不安を感じることがないように、国民皆保険制度の根幹でありますマイナ保険証、資格確認証など、手続を誤らないよう、村民の皆さんが医療機関で診療がしっかり受けられるよう、保険者として基本的な責務を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） いろいろ申し上げましたけれども、ちょっと今回調べてみたら、面白いのが、面白いと言ったら失礼ですよ。気になるのが出てまいりました。国家公務員とその家族の利用率を調べたものがちょっと出てきました。今年3月の時点ですよ。国家公務員とその家族の利用率で、3月時点で5.73%だそうです。唯一二桁だったのが総務省で10.31%、最低は防衛省の3.54%という数字が出てきています。こちらまさに利用率が低迷している。

ですから、そういうところから見ると、いわゆる国家公務員の方も本当の利用目的などきちんと気づいているんじゃないかなというふうに考えられます。

今いろいろお話ししましたけれども、話し足りない内容がまだまだございますけれども、時間の関係もございますので、今日はここで終わりたいと思いますけれども、担当課の方は、国からのいわゆる指示によってやらざるを得ない。そのことはもう十分理解をしております。ただし、村民の方の本当に大事な情報を取り扱うわけですから、あらゆる危険を想定をして、あらゆる対処を取っていただきながら、十分に対応していただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目ですけれども、子育て支援について伺いたいと思います。

まず1点目、こども誰でも通園制度についてのメリット、デメリットについて伺いますということでもありますけれども、これは2年後の2026年に本格的に実施を目指しているというふうに聞いております。現在、試行的に実施されているということは理解をしております。

まずはじめに、この制度におけるいわゆるメリット、デメリットについて、どのようなものが挙げられるのか確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

議員おただしの親が就労していない世帯でも保育園に入所することが可能となる国が勧めるこども誰でも通園制度ですが、概要は、親が働いていなくても月に一定時間、1人当たり月10時間、年間120時間を上限として子どもを預けられるようにする通園制度で、対象児童は6か月から3歳未満の児童となります。

令和8年から全ての自治体で実施予定となっております。令和8年、令和9年は経過措置があり、人材確保などの課題がある場合には、国が定める利用枠の範囲内、最低3時間以上で市町村が利用枠を設定できることとなっております。

この制度のメリットにつきましては、保育施設の利用条件として、両親ともに働いていることや、病気や看護といった特別な事情がない限り利用することができませんでしたが、理由を問わず誰もが時間単位で子どもを預けることが可能となること。月に一定時間でも子どもと離れ、自分のための時間を過ごすことが可能となるため、育児に関する負担感の軽減につながられること。同世代の子どもと関わる機会が増えたり、専門的な理解を持つ人との関わりができることで、子どもの社会情緒的な発達への効果や保護者の孤立感、不安感の解消にもつながられることなど、保護者とともに子どもの育ちを支えていく制度上のメリットとして挙げられています。

次に、デメリットにつきましては、この制度の対象となる児童は6か月から3歳未満までの児童で、利用できる時間は、現時点の試行的事業においては、1人当たり月10時間、年間120時間を上限としているところです。

村で実施している一時預かり事業は、対象児童は1歳から就学前の児童、利用時間は保護者の就労目的による利用の場合は週3日まで、保護者の傷病などの緊急的な利用は1か月以内、保護者のリフレッシュなどの私的理由での利用は、一月1週間以内を限度としております。

制度内容を比較しますと、こども誰でも通園制度は、利用できる範囲が狭まることとなります。通園制度の利用できる時間の設定根拠について、国は全国の自治体で行われている一時預かり事業の年間の利用日数が平均で3日程度、月にすると1時間から2時間程度との結果より、月10時間とすれば十分な利用時間を確保できるとしており、この10時間の設定は1日中利用するとすれば、月1回、1日2時間利用とすれば毎週1回の利用が可能であるとの想定で設定されています。

村で実施している私的理由での一時預かりの令和5年度の利用実績は、預かり時間が午前8時半から午後5時までの1日預かりで、月平均で4日程度の利用となっております。国の設定を大幅に超える利用があることから、誰でも通園制度のみの実施となると、サービスの質の低下となります。

令和8年度から全ての自治体で実施となりますので、村としても検討しなければならない状況ではありますが、サービスの質の低下とすることはできませんので、こども誰でも通園制度と一時預かり事業の並行での事業実施が必要となってくると考えております。

その場合には、保育士への負担増加が懸念され、喫緊の課題である保育士不足の問題を加速させることとなります。さらに、年々支援を必要とする子どもが増えてきたり、子どもを安全に受け入れる体制をさらに整える必要があり、安全面への課題も増えることとなります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 長い答弁いただいたので、非常に考える時間取れたので、あり

がたいなと思っていましたけれども、まず、基本的に経済的な不安とか保護者の方の意向を私は重視しながら、本来子育てというのは保護者の方が中心にやっていただきたいなと思いますよね。ただ、経済的な部分とか、今お話ししましたように保護者の今の多様性を理解すると、なかなかそういう部分もうまくつながらない部分があるということで、保育ニーズが高まってきているというのは理解をするところでございます。

さらに、ちょっと伺いたいですけれども、これまで保育園への入所、入園の手続というのは、自治体を通じて行って来たというふうに理解をしておりますけれども、今回のこの制度は、自治体を介さずに利用もすることができるというふうになっているというふうに私、理解をしております。これは、保育に関する公的責任の在り方はどうなのかということを大きく疑問を感じます。

乳幼児、いわゆる6か月から3歳までのお子さんまでを、その保育をいわゆる企業の市場原理にさらして本当にいいのかなというふうな大きな疑問を感じてしまうんですけれども、その部分に関してはいかががお考えになりますか、簡単でよろしいです。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、給付制度となりますので、現在行っている保育園と同様に、村の認定を受けてからの利用開始となる予定です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村の認定を受けてから開始するというので、じゃ、私の認識はちょっとずれているなということで、今考えを直していきたいなと思います。

さらに、じゃちょっと伺いたいですけれども、この制度では、いわゆる乳幼児を事前面談を行ってからお預かりするようになるんですか、そこを1点確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

利用するに当たっての事前面談の実施についてであります。保育園においてお子様をお預かりする以上は、事前に面談をさせていただいて、お子さんの性質であったり、アレルギー等の確認も必要となってくると思いますので、面談は必要になってくると思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 事前面談も必要になってくると思います。思いますよね。私が見ている資料では、事前面談要らないとなっています。

それと、保育士の資格を持たない方でも子どもさんを見ることができるというふうにも書いてあったんですけれども、保育士の資格を持っていない方でも、お子さんを預かることができるのか、ちょっと確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

誰でも通園制度の保育士配置についてですが、現在行っている一時預かり保育と同様になると思われます。保育士資格者1名、子育て支援の研修を受けた者1名で保育が可能となります。こちらは、あくまで利用者3名以下の場合となる予定です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私が見ている資料と若干のずれが出てくる。事前面談も必要になると思います、保育士の資格も一時保育の預かりと同じようになると思いますということだったんですけども、そこがきちんと整理されていないと非常に怖いんじゃないかなと私思うんですよ。いわゆる6か月から3歳までの乳幼児ですよ。この月齢ですと、本来であれば、非常に高い専門性と技術が必要だと私は考えています。さらには、きちんと整えられた保育室も必要だというふうに私は理解をしております。

今回、私が見ているこの制度の内容見ていますと、それらも整理されないままに実施されてしまう危険性があると思うんですよ。まさに私が危惧するように、事前面談もない、保育士の資格を持たない方も見ることができる。整えられた保育室が要らなくても預かり制度が実行できるとなれば、命の危機につながるような重大な事故につながってしまう可能性があるんじゃないかと思うんですけども、いかがお考えになりますか。この部分は重要です、きちんとお答えください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、現在も保育士不足が続いております。この制度が始まれば、保育士への負担増加が懸念され、保育士不足の問題は、さらに加速していくものと考えております。

なお、こちら保育士の確保であったり、保育室の確保であったりにつきましては、令和8年の実施に向け、国の動向を見極めながら子どもの安全を最優先に考え、進めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていると、非常に弱い。移行期間がまだ若干あるので、その期間に何とか対応していきたいというお考えなのかなと思うんですけども、今この時点できちんと整理をしておかなければ、預ける側は大変な恐怖があると思いますよ。預かる側もやはり大変だと思いますよ。別に課長を責めているわけじゃないですからね。

これは、だから国がこういうことを押しつけてくること自体、全くもって私は論外だと思っています。事前面談もない、保育士の資格を持たない方も見ることができる。ましてや、月齢の小さい子どもさん預かるのに、きちんと整えられた保育室までどうなるか分からないような状態でやってくださいよということ自体、全くもって論外だと思っていますよ。そこはきちんと村長、国に言うべきだと思いますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど課長が答弁しましたように、まだ調査不足、これを認めたいと思います。まだ、今おっしゃいましたように、令和8年から実施ということで、まだ期間がありますので、そういった6か月から3歳未満という本当に貴重な時期を、子どもたちを預かるという意味において、事前面談、そして保育士資格がなくてもできるということ、私も疑問を感じておりますので、しっかり国に、あるいは町村会を通じて申し上げて、しっかりした体制で令和8年度に臨んでいきたいなという考えをしております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 本当にかけがえのない大切な命を預かる仕事です。ですから、村長が今言われたように、答弁されたように、きちんと国に意見を述べていただいて、村の子どもたち、全国の子どもたち、きちんとみんなで守っていくんだと、その強い意思を示していただきたいというふうに思います。

先ほど課長の答弁の中で、保育士の人手不足というお話がありましたけれども、今現在でも非常に保育士さんの人手が足りないということで、現場サイドでもかなり大きな負担がかかっているというふうに思うんですよ。あと3年間で、じゃこの現場の負担を軽くするために、対応というのはどういうふうに取りれるのか、村としてのお考えを伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 課長と私、答弁させていただきましたけれども、このことについては制度上のメリット、あるいはデメリットもありますけれども、先ほどお話ししましたように、今、待機児童の問題があります。そういうことを考えると、誰でも通園制度、これは疑義を感じるころもあります。

今後、国・県、他市町村の動向を注視する必要がありますが、令和8年度には利用可能枠の経過措置2年間はあるものの、全自治体で実施しなければならないとなっております。実施については検討していきますし、その中で一番問題は、これまでのサービスの質を低下させることがないように、こども誰でも通園制度と現行の一時預かり事業を並行して実施することで、今以上のサービスの向上につなげる必要があると考えております。そのために、保育士確保の問題を早急に解決しなければならないと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁聞いていて、今現在で待機児童の方って何人いらっしゃるのかなというのが一つあります。ちょっとそこを確認したいんですけども、数字持っていますか。持っているのであればお示してください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えします。

今現在の待機児童数は、資料をお持ちしておりませんので、申し訳ありません。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前10時59分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま待機児童の数について確認していたところなんですけれども、もし数字分かったのであればちょっとお示してください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

待機児童数でございますが、直近5月末現在で50名程度になります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 通告書にない部分で今、踏み込んでしまったんですけれども、かなり大きな数字だなというふうに関、見ております。

その背景には、恐らく保育士の人手不足が大きく影響しているんだろうなと思えますけれども、そのことも含めて後からちょっと質問またいきたいなと思うんですけれども、こども誰でも通園制度にちょっと戻りまして、この内容、私がつかんでいる情報ですと、利用者と事業所が直接やり取りをするというお話を先ほどしましたよね。これ、利用突然キャンセルなどがあつた場合の支払いのトラブルとか、こういったものというのは誰が仲裁に入るんですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

誰でも通園制度の利用に当たつてのキャンセルなどのトラブルについてであります。利用者と保育園でのやり取りになる予定です。

なお、当日キャンセルは、市町村が支払うことができると現時点ではなつておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 当事者と保育園側が直接やり取りをする。場合によっては、市町村が支払うこともできるというふうになっているんだということで理解をしたいと思います。

こども誰でも通園制度、これに伴う費用については、いわゆる医療保険で賄うというふうに関はしていますよね。現時点で、この事業を実施していくことによつてどのぐらいの金額がかかるのか、その見込みというのは村では計算されていますか。もしされているのであればお示しいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

予算につきましては、現段階においては試算しておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 計算されていないということで、ないものをねだってもしょうがないので、ここで終わろうかと思うんですけども、いわゆる世代間のあつれきにつながってしまうんじゃないかなというふうには私は考えます。要するに、医療保険で賄うということで、子育て中の方とそうではなくなった方とのあつれきがそこで生じてしまうのではないかとこのように考えます。そこには十分配慮していただきたいというふうに思いますけれども、国の方針なので、致し方ないという部分があるのかなと思いますけれども。

続いて、利用者がアプリなどを使って直接事業者とやり取りしますよね。一時的に利用するとした場合に、利用の予約管理、利用者の情報管理は誰がどのように行うのか。さらには、利用の請求などの事務手続は、事業者が行うのか、それとも村が介入するのか確認したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

事業所とのやり取り等につきましては、受入れとなる保育園対応となると思われまます。事務手続は、保育園、村が行っていく予定です。国からの給付制度となりますので、保育園から請求を村に提出していただき、お支払いすることとなる予定です。これを受け、村が国・県に給付申請を行っていくこととなると思われまます。管理調整については、現段階においてはまだ明確になっておりません。あくまで現段階となります。

なお、試行的にこの制度を実施している他市町村もございます。国は、この試行的に行っている実態などを見極めながら、見直しなどを行い、令和8年度実施に向けて取り組んでいくとしております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） まだまだちょっと見えない部分が多いということで、担当課の方も困惑されているんだろうなというふうには理解をいたします。

そこで、現時点でもう先行してやられているところもあるということで、いろいろこうお話を聞いたりもしている部分も見ましたけれども、まだまだよく見えない部分がいっぱいあると。

それと、いわゆる一番最初に申し上げましたように、この乳幼児保育に関して、企業のその市場原理に任せてしまうような、そういった流れを国はつくろうとしているのかなというところで、私は疑問を大きく感じるわけでございます。

続いて、2点目の子ども誰でも通園制度について、村の考えと対応について伺いますということですが、これに関しては、村はどのように考えて、どのように対応を取られるのかということなんですけれども、随分踏み込んで先に質問していますが、現在でも保育園を利用したくても利用できない状況にあると理解をしております。

先ほど答弁の中にもありましたように、かなり多くの方が待機児童でいらっしゃるということでもありますけれども、そういう状況の中で、この制度によって乳幼児の方

の利用希望があれば、現場ではさらに大きな負担がかかってしまう、増えてしまうのではないかと思うんですけれども、そこで、じゃ民間事業者の方が新規参入があるのかどうなのか。見込めないのではないかなと思うんですけれども、国からの勝手な押しつけ制度について、村としてはどのように対応されるのか。現時点でも待機児童の方が多くいらっしゃるということで、これも含めて村としての対応、対策をお示しください。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 村の考えと対応ということでありますけれども、一時預かり事業と、そしてこども誰でも通園制度ということでありますけれども、まずもって保育士への負担が増加することとなります。また、事務も煩雑化するということも考えられます。まずは、保育士確保対策及び待機児童を解消するためには、これまで実施してきた対策に加えて、新たな施策に取り組む必要があると思っております。

具体的には、保育士等の処遇改善に対する補助制度、保育士の加配に対する補助制度、認可外保育施設利用者に対する補助制度の取組について検討している段階であります。

保育士不足の問題、待機児童の増加の問題は、最優先課題であると捉え、早急に対応する必要があります。早い段階で事業を実施していく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 保育士の確保に当たって、処遇改善を進めていくんだということで、村の今、村長答弁いただいたんですけれども、具体的な考えというのはどうなんでしょうか。今現在、かなり大きな方が入所できなくて待機されている。そこを早急に解決していかないと、村民の方にも大きな負担かかっているわけですよ。

まず、一番一つの大きな問題となっているのが保育士の確保、今、村長がぼやっとした答弁されたんですけれども、もっと具体的に踏み込んで、例えば年度途中からでも保育士の処遇改善を行うんですよという案を示していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、議員がおっしゃっているところ、私も理解しております、年度途中ということも踏まえながら、できるだけ早い時期にやりたいということで、今、制度設計やっている最中であります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 一生懸命取組されているのは理解します。ただ、目の前で今困っている方が何十人もいらっしゃるということで、そこをきちんと早急に手を打たなければいけない。例えば、一時的な形でもいいから対応していかなければ、本当に今困っている方は行く場所がないということで、本当に困ってしまうと思うので、早急に対応していただきたいと思うんですけれども、あとは施設の整備についてはどのようにお考えになりますか。

施設も先ほど言いましたように、小さいお子さんですと保育室もちゃんと整えなければいけないという部分もあったり、保育室も今、国のほうで規制どんどん緩和してきて、今まで5人だったものを、じゃ7人までいいですよとかと、どんどん改正してきている。要するに、言葉は悪いですけども、芋洗いみたいに子どもさんがぎゅうぎゅう詰めになる。そういう環境で、村の子育てというのは本当にいいのか考えてしまうんですけども、施設の整備についてはどのようにお考えですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 待機児童がいるということで、議員は施設のお話もされましたけれども、今後子どもたちがどのぐらい増えるか。人口減少に伴い、子どもたちの数も減ってきておりますので、施設までは踏み込むことがなかなか厳しいんじゃないかということを考えております。

いずれにしても、待機児童解消は年度内には何とか形にしたいなという考えをしております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 年度内には何とか解決のめどをつけたいというお話でしたけれども、今申し上げたように、施設の部分もきちんと整備しておかないと、新しいものを造れとかじゃないですよ。今、村長が言われるように、少子化に向かって今どうしても世の中全体が動いている中で、新たに保育園を造れとかというわけじゃありません。使える施設とかをちょっと手直しすることによって、子どもさんたちが安全に安心して暮らせる場所づくりというのはできるんじゃないかと思うんです。

ですから、そこも年度内にきちんと整備すべきだと思いますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃることを理解しておりますので、できるだけ早く対応したいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 年度内に処遇改善も図りながら、施設整備についても着手していくんだというふうに理解をして、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の3点目といたしまして、未就学児童・就学児童に対する休日等の保育及び居場所づくり事業について伺いますということですけども、いわゆる子どもを持つ保護者の方々の仕事や生活のスタイルが今、多様化している。休日等でも未就学、また就学児童が安心・安全に過ごせる場所が必要だという声がよく寄せられてきます。

近くに子どもを見てくださる親族の方とかいらっしゃらない方は、本当に深刻な問題だというふうに聞いておりますけれども、村ではどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田議員の一般質問にお答えいたします。

子育て支援として、休日等の保育及び居場所づくりについてのお尋ねでした。

現在、土曜日を除いた休日等の保育園、児童館は、開園、開館をしておりません。しかし、議員おただしのとおり、休日等に両親共働きで子どもの預け先がなく、困っている家庭があることも分かります。また、保育需要に対応するため、休日等に保育所等で保育することで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図らなければならないということは理解いたします。

本来、休日等は家庭においてお母さん、お父さんの愛情の下、保育を行っていただきたいという理想もありますが、収入がなければそれもままならないことから、このような制度の必要性も感じております。

一方で、休日保育等を保育園や児童館で実施するということは、人員確保の課題が一番に挙げられます。現状でも保育士確保や支援員確保については、ハローワークや人材派遣会社などで募っておりますが、非常に苦慮しているところであります。また、保育園、児童館を利用する子どもの中には、支援を要する子どもも増えてきていることも保育士、支援員不足の要因の一つであります。

今までも議員の皆様から、保育士確保のための処遇改善などについて、定例会における一般質問、質疑などがございました。さきの村長答弁にもありましたが、村としましては、喫緊の課題となっている保育士確保に向け、村独自の助成を早い段階で実施したいと考えており、現在、制度設計を整備中であります。この事業は、ひいては保育園待機児童解消にもつながるものと考えております。このことから、休日等の保育所等で保育をすることについては、現段階においては実施は困難であると思われま

す。なお、児童館における休日等の保育につきましては、ある程度の支援員は確保でき次第、現場の意見も聞きながら協議してまいりたいと思います。

参考ではありますが、昨年度実施いたしました子ども計画に係るニーズ調査の休日保育を希望する保育者ニーズは約3%、児童館の休日利用希望は、低学年で1.2%、高学年で1.9%の結果となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁いただいて、本当に今大変だろうなと思います。最初の答弁にあったように、私もできれば親の方と子どもさんというのはゆっくり育てていただければなと思うんですけども、いわゆる生活のスタイル、仕事のスタイル、いろんな面で今多様化されてきている中で、なかなかそうでいかないという部分がある。そういった中で、じゃいかにその子育て支援をできるかということを、今、村を責めるようなことばかり言ってしまったんですけども、これは議会を挙げてみんなで考えていくべきかなというふうに思います。

その中でちょっと気になっているのが、平日においても児童館がいっぱいで利用できない児童もいるというふうに聞いております。年齢制限とかいろいろあって、調整されているのも十分理解するんですけども、今のこの世の中見ると、いろんな犯罪等々があって、保護者の方はすごく心配されている。ですから、そういった面でも、

やはり子どもたちが放課後も、必要であれば土曜、日曜も安心して過ごせる場所を早急に整備すべきだなというふうに思います。

反対に、執行部ばかり考えているんじゃないかと、じゃ議会はどうかというふうには案を振っていただければなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、環境行政についてでございますけれども、この場でも何度か話をさせてもらっております。

まず1点目、これ通告にないんですけれども、除草剤の使用に関して、注意喚起のチラシを定期的に配布していただけないというふうには私は理解をしておりましたけれども、引き続き対応していただくようお願いをしておきたいと思います。

環境行政の1点目といたしまして、地下水及び河川の水質検査の実施について、村の考えを伺いますということで質問したいと思います。

以前にも井戸水の水質検査の必要性をお話ししたことがあります。実施を求めた経緯もあります。これに関しては、以前お話ししたときには、硝酸態窒素、また亜硝酸態窒素、これらが人体に大きな影響を及ぼす可能性がありますよと。さらには、乳幼児に関しては、今、乳幼児の話はずっとしてきたんですけれども、乳幼児に関しては、ブルーベビー症候群とか、そういった大きな命につながるような問題も絡んでくるということで、水質検査を実質すべきだというふうに申し上げましたけれども、今回さらに地下水及び河川の水質検査の実施をすべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

この西郷村においては、阿武隈川、那珂川水系の最上流部に位置をする村だとして考えております。そういった面で、最上流部の村が水を汚してしまったのでは、下流域の市町村に対して本当に申し訳ない現状になってしまうと思いますので、村のお考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 13番上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

まず、地下水、とりわけ上水道の水源につきましては、本来村の上下水道課の領分とはなりますけれども、関連がございますので、環境保全課のほうで答弁させていただきます。

その上で、まず地下水及び河川の水質検査についてですけれども、地下水につきましては、村の水道事業の水源として使用されている井戸は、工業用水道によるものを除き、一般の上水道の水源に供される井戸が6か所ございますけれども、これらの井戸から送水される井戸、水道水につきましては、水道法に基づき毎月必要な水質検査を行うとともに、色や濁り、臭気、残留塩素等の測定を継続して行っておるところでございます。

次に、公共用水域である河川の水質検査につきましては、毎年西郷村内の7河川におきまして、水素イオン濃度、ペーハーですとか、その他34項目の有害物質等について詳細な水質検査を継続して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村が使用している井戸に関しては、6か所水質検査を今やっていますよということで、以前ここでお話ししたのは、個人の井戸に関してはやっていないですねというお話で、個人任せだというお話をしましたよね。それで果たしてどうなのかというところですよ。

これは、水道事業法とかいろいろの法律が絡んできて、なかなか難しい部分があると思うんですけども、村民の生命と財産を守るという意味であれば、私は個人の井戸の水質検査も村が実施すべきだと思います。もしくは、実施するに当たっての補助を出すべきだと考えますけれども、再度確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

一般家庭の井戸について、村で検査をするべきだというご質問でございます。

湧水、沢水など生活用水として使用されている場合の水源管理は、以前の議会でも答弁させていただいたとおりでございますけれども、その使用者の責めにおいて実施されていることとされておりまして、井戸もまた同様でございます。

福島県におきましては、福島県飲用井戸衛生対策要領を定めておりまして、飲用井戸の管理につきましては、適正な管理を呼びかけるとともに、井戸水が汚染されていないか定期的に水質検査を行うように呼びかけを行っているところでございます。

個人の井戸について、水質検査を村がするべきだというお話ではございますけれども、あくまで個人の財産だということで、現時点におきましては、こういった要領に基づいた水質検査を個人的に行っていただくという形を取っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 個人の井戸に関しては、個人の責任の下にということで答弁いただいたんですけども、果たして村の責務としてそれで本当にいいのかと私は思うんです。

では、村の井戸の水質検査は村のお金でやっていますよね。それは法律の定めでそうなっているんだと。じゃ、個人の井戸は法律の定めで自分でやるようになっているんだ。そういうふうに簡単に切り分けしていいのかと思うんです。同じ村民の健康を害する可能性があるということで、水質検査というのはきちんと村の責任において対応すべきだなというふうに思います。

これはまた平行線になると思いますので、河川についても先ほど答弁の中で、7か所ですか、水質検査をやっていると。詳細な検査をやっているということで、今回私がちょっと気になったのは、有機フッ素化合物ということで、これいわゆる防水スプレー、傘を水はじくようにするとか、あと衣服も防水スプレーを加工するとかいろいろありますよね。そのスプレーに含まれている。あとはフライパン等のフッ素加工、

焦げつきにくくするための樹脂加工してあるものがある。あとはカーペットや衣類の汚れ防止のために処理剤にも含まれている。さらには、工場等の生産現場で研磨剤、表面処理の中にもこういった有機フッ素化合物が含まれているということが今指摘されています。

この特性として、水に溶けやすく分解しづらいという特性があるそうなんですよ。別名、永遠の化学物質と言われるそうですね。分解しづらいということからね。人の体に入るとなかなか排泄しづらいものだというふうに理解をしております。

ですから、果たして河川7か所だけで本当にいいのかなという部分もあります。先ほど申し上げましたように、この西郷村というのは阿武隈川水系、那珂川水系の上流部の村であるのであれば、きちんともう少し細かく実施をすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

今、ご指摘のあったフッ素化合物の残留物についての検査についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、7河川において厳密な水質検査を村としては実施しているところではございますけれども、そのようなフッ素化合物、報道等にもございます、有害性が指摘されていまして、国の暫定基準のほうでは、まだ検査項目として指定されているものではございませんけれども、環境基本法に基づく要監視項目にそういったフッ素化合物が指定されておりますので、流域に工業団地や大規模工場がある河川につきましても、通常の河川水質検査項目にそういったフッ素化合物の検査も追加を積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁の中で、工場排水というお話で検査を強めていくということでお話いただいたんですけれども、ある程度工場のほうは、そういう部分というのは今、環境負荷を減らすためにきちんと対応していただけるものだというふうに思います。

ただ、それをさらに裏づけをするために村が実施するのは、大いに賛成なことだと思います。

それと、村においては、まだ公共下水とか農業集落排水の整備されていない合併処理浄化槽の区域がありますよね。その流れ込む河川についても、やはり調査をすべきじゃないかと思えます。

というのは、先ほど申し上げましたように、いわゆる衣服の防水加工とか、あとはフライパンのフッ素樹脂加工されているものを使っている家庭も結構多いと思えますよ。ですから、そういったところも視野に入れて、もうちょっと詳細に調査をすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、合併浄化槽、現在使っているご家庭もございますし、場合によっては単独浄化槽なんていうご家庭もあるかもしれません。そういったものも含めまして、環境水域のほうに影響がないように、検査の場所ですとか、時期ですとか、そういったものを内部で協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 対応していただけるということで、理解をしていきたいなと思いますけれども、なぜこんなことを言っているのかというと、せんだって経済アナリストというんですか、森永卓郎さんのエッセイをちょっと読んでいて、あれと思ったのが、資本論の話が書いてあったんです。

私は20年ぐらい前に資本論ちょっと読みかじりした部分があって、そのことをもう一回ちょっと思い出してみたんですけれども、ドイツの哲学者でカール・マルクスという方がいらっしゃいましたよね、資本論を唱えた方。この中に、資本主義社会は行き詰まると指摘しているんですよ。150年前ぐらいの話ですよ。その理由をちょっと思い返してみたんですけれども、まず1点目、今日子育て支援の話もしましたけれども、人口減少によって資本主義は行き詰まると。それと、格差社会の拡大とかあったんですけれども、もう一つ気になったのが、地球環境の破壊だっただけなっているんですよ。ですから、今、環境負荷の問題いろいろテレビで取り上げられていますけれども、村としても、何度も申し上げますけれども、一級河川の最上流部の村として、きちんと責任ある対応すべきだというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中であります。これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第2、5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

◇5番 大竹憂子君

1. 村の防災体制について

○5番（大竹憂子君） 5番大竹憂子です。通告に従いまして一般質問を行います。

村の防災体制について伺います。

まず、太陽光パネルの火災についてということなのですが、皆さんも報道等でご存じかとは思いますが、3月には鹿児島県、そして4月には北海道、宮城県と相次いで太陽光発電所の火災が発生しました。鹿児島県の火災では、爆発により4名の消防士が負傷し、感電のおそれがあるということで消火活動ができなかったため、鎮火まで20時間以上かかったと報じられています。

本村において、太陽光発電所での火災が発生した場合、村の対策、そして消防団の対応などはどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 5番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

太陽光発電所などの電気施設の火災が発生した場合も、常備消防及び非常備消防である消防団員が出動し、消火活動をするようになります。SNS上では、太陽光パネルの火災では感電する危険があるため、放水できないとの情報がありますが、消防庁より令和6年4月26日付消防消第122号におきまして、「電気施設等における警戒活動時等の留意事項について」であります。電気施設火災での放水は、対象物から十分な安全距離をとり、噴霧注水とすることとされており、水の放水が可能とされています。ただし、放水した水が漏電経路となり、感電するおそれがありますので実際に放水するのは絶縁手袋、高電圧用手袋等の保護具を持っている常備消防が想定されます。

消防団につきましては、村内の太陽光発電所の付近には消火栓等の水利がないため、河川や水路等の自然水利から中継体系を取り、水利の確保を行い、常備消防の後方支援を行うことと想定しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君の再質問を許します。5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 太陽光発電所において、火災等の災害が起きないように、事業主、事業者に対して、村は監視及び指導をしているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 5番大竹憂子議員のご質問にお答えいたします。

村が把握しておりますメガソーラー事業者につきましては、工事などの進捗状況を把握することにより、災害などのおそれがないかなどについて、関係各課連携いたしまして定期的にドローンで撮影し、注意深く監視を継続して行っております。

また、太陽光発電事業者の緊急連絡先を環境保全課のほか、ほかの関係各課にも共有しており、災害発生時におきまして速やかに対応を要請できる体制を取っております。その際、何かあれば事業者へ適切な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今、何かあれば事業者への適切な指導をということでしたが、私は村内にある太陽光発電所をあちらこちらで目にするたびに不安に思います。また、村民からも、もし火災が起きたら大丈夫なんだろうかというような不安の声を耳にします。

改めて伺います。

村として、どのような防火対策をしているのか。また、どのような火災発生時の体制づくりをしているのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

まず、太陽光発電所事業者の安全管理の徹底が何より大事ではございますが、村といたしましても定期的なドローンでの施設の巡視、環境保全課及び関係各課と協力し、事業者への安全管理の指導の徹底を行っていきたくと考えております。

また、火災等の災害が発生した際には、常備消防及び消防団は消火活動に従事していただくこととなります。村民の皆様には状況を確認し、広範囲に延焼拡大する可能性がある場合は、西郷村災害情報伝達システム等により住民に対し、避難情報等を発信したいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） そうですね。正しい情報の提供と発信をぜひお願いしたいと思えます。

では、火災時に有害物質等が漏出する可能性があると考えられますが、有害物質等の汚染について村はどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 大竹憂子議員の再質問にお答えいたします。

火災などにより有害物質等が漏出、漏れ出すおそれがある場合には、監督庁である福島県県南地方振興局に直ちに通報するとともに、村も県と連携し、敷地外へ河川などに有害物質等が漏れ出さないよう、速やかに対処するよう事業者へ速やかに指導することといたしております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） まず、村からの事業者への指導をするということですが、そうですね、県南地方振興局のほうの対応になるかとは思いますが、やはり有害物質等の汚染がないように、村のほうでも重視していただけたらと思います。

続いて、2番目のペットや障がい児の避難についてですが、まず災害時におけるペットの避難の在り方について伺います。

3.1.1 東日本大震災のときにも課題となりましたが、今回の能登震災でも問題になっています。環境省は動物愛護、放浪動物による人への被害防止、生活環境保全などの観点から、同行避難を原則とするガイドラインが作成されています。そして、市町村にペット受入れ避難所運営マニュアルの作成を促しています。

ですが、我が西郷村において、ペット受入れ避難所運営マニュアルが作成されていないとのことです。ペットより人命優先、それは分かりますが、飼い主にとってペットは家族です。ペットがいるから避難所へ行けない。ペットが心配で自宅を離れられない。これでは村民の命に関わると私は思います。常に村民の命とおっしゃっている村として、どのように考え、対策しているのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

災害時のペットの問題につきましては、過去に日本で発生した自然災害においても取り沙汰されている課題でございます。ペットと一緒に避難できずに取り残された飼い主が被災するケースや、被災した動物を助けに向かった人が被災するケースのほか、放浪動物から被害を受けたという衛生問題も含め、被災地などからは数多くの問題が報告されたと聞いております。

こういった状況を鑑み、環境省などでは、ペットの飼い主は避難に必要なことを事前に備え、災害時に一緒に避難するペット同行避難が推進されてきました。避難の在り方や避難所における人との共存などの観点などから、数多くの課題があるというのも認識しております。

例を挙げますと、ケージに入らないようなペットの避難でございます。こういったペットは、避難所の中に入ることも厳しいと思われまして、特に風水害時は外でつなぎ止めることも困難であると思われまして。また、ケージに入るペット避難スペースの確保についても課題がございます。

これにつきましては、避難者と同じ避難スペースに置くことは、動物アレルギーを持つ人への配慮から困難なため、ペット専用のスペースを設ける必要があり、特にコロナ禍等のような感染症があつては、感染の疑いがある人を分ける必要からも、スペースの確保が困難となっております。

このようなことが課題となっているのは、認識しているところでございます。村としましては、環境省もガイドラインで同行避難を推進していることから、基本的には指定避難所における同行避難を受け入れることは必要なことであると認識しておりますが、先ほどの課題でも述べましたように、各避難所でペットを受入れスペースがどの程度確保できるかということと、どのような形であれば避難者全体の理解を得た中で運用が可能なのかを検証し、同行避難受入れ体制の在り方を決めていければと思っております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 同行避難受入れ体制の在り方ということでしたが、改めて、じゃ村としてペットの同行避難の考えがあるのかないのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

先ほどもお話ありましたけれども、ペットは飼い主にとって家族でありますので、避難するときも一緒にいたいという気持ちは十分理解できる場所ではございます。

ただ、動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方もいらっしゃいます。なかなか調整には課題があると思っております。同伴避難に関しましては、先行自治体の事例を参考にしながら調査してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） では続いて、障がい児等の避難について伺います。

障がい者の方も同じかとは思いますが、障がい児は特に災害時にパニックを起こすのではないかと予想されます。障がい児の避難所等の受入れについて伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

災害時には、障がい児など特に配慮が必要な方を要配慮者と呼び、要配慮者のうち、避難について特に支援を必要とする方を避難行動要支援者と呼びます。平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿を作成することが義務づけられまして、村におきましても作成しております。

また、避難行動要支援者名簿を平常時から地域の民生委員や警察などの避難支援等関係者へ情報を提供することで、いざというときに円滑で迅速な避難支援の可能性が高まることから、そちらの情報提供も行っております。

また、村では福祉避難所につきましては、現在村内17施設と福祉避難所の協定を締結しており、障がい児等の受入れも可能となっております。

村では、避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保を進めていますが、そうした要配慮者の全てを受け入れることができないと予想されていることから、比較的支援の度合いの低い要配慮者などについては、一般の避難所で受入れを行う必要があり、そのため体制整備が必要であると考えています。

現在、避難所には要配慮者スペースを確保し、避難所運営マニュアルを作成していますが、要配慮者への受入れ方法や福祉避難所へのスクリーニング、要配慮者への避難スペースの考え方なども検討し、避難所運営マニュアルの改定、資機材整備を進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 今、様々な観点から考慮していただけるというような答弁で理解したところではありますが、ペットの飼い主も障がい児の親御さんも安心して避難できない状況と思われまます。

障がい児の親御さんから言われたことがあります。私たちは、この子を連れて普通の避難所へ行けるのだろうか。避難している皆さんにご迷惑をかけてしまうのではないかと。だとしたら、避難してはいけないのではないかと考えてしまう親御さんもいます。

ペットと障がい児を同じように発言するのは、私も間違っているのかもしれませんが、そこで村長に伺います。ペット同伴避難所、障がい児同伴避難所の設置について、どう考えているか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

ペットの問題のお話でありますけれども、ペットを飼っている方、それ、触れ合うことで発生する精神的な安定やストレスの解消につながるということで、本当に大事なことだと思っております。

また、障がい児の問題もありますけれども、今後、課長が答弁しましたけれども、あらゆる想定しながら、やはりスペースの問題、理解される問題、いろいろクリアしなきゃならないこともありますので、できるだけ今の議員の気持ちを酌みながら検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 検討していただけるということですが、私としては、ペット同伴専用の避難所を1か所とか、障がい児同伴専用の避難所を1か所というふうに、何かここへ連れていったら安心だというような、そういう避難所を設けてもらえないかと思って、今ちょっと質問しているんですけども、ちょっと質問の意図が伝わってなかったのかなと思ひまして、改めてもう一度、そういった避難所を1か所ずつ設けるというようなお考えがあるのかなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員も先ほどお話ししましたように、やっぱり人命、それが私は最優先されると思ひます。ペット専用となると、またこれも経費もかかりますし、どういった運営するかということを考えていかなければなりません。

障がい児については、障がい施設との連携をしておりますので、そちらで対応していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ぜひその辺もいろいろ対応を考えていただけるとありがたいと思ひます。

続きまして、備蓄品についてということなんですが、備蓄品の中でも食料について、食料品の備蓄について伺いたいと思ひます。

村の備蓄食料をまずどの程度行っているのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

食料の備蓄の状況についてでございますが、水、アルファ米、カレー、ようかん、パン等を備蓄しているところです。数量につきましては、令和6年1月1日に能登半島地震が発生した際に、支援物資として約2,400食分のカレー、シチュー、アルファ米や水を被災地に送っておりますので、現在備蓄をし直しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 現在、し直しているところということですが、改めて次に聞こうと思ひていたんですが、村、西郷村として、その備蓄食料を購入する時期やタイミング、これについて伺いたいと思ひていたんですが、ちょうど今がそのタイミングにな

っているということなんですかね。し直している最中でございますとおっしゃったので、今がそのタイミングなのかと思うんですけれども、能登震災のほうに送ってなければ、どのぐらいのタイミングで、どの程度の時期、タイミングで備蓄、食料を購入する予定だったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

備蓄食料の購入時期につきましては、毎年、毎年度予算を計上して、一度に全ての数量をそろえているわけではございません。能登半島地震において送ったからといって、全てを今回購入するということではございませんで、ローリングストックによる方法で無駄をなくしながら、無駄を起こさないように購入していきたいと考えております。

そのためには、日頃から備蓄品の管理状況を把握し、大がかりな入替えが発生しにくい環境を整えることを認識して購入しております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 食料品、備蓄食料ですね、これで今毎年ローリングストック形式で無駄をなくして購入をしているということですが、その食料品によって保存期間や消費期限などがありますよね。これが大体、何だったらどのぐらいとかというのがあると思うので、それによって処分するのことは思うんですけれども、例えば水なんかだと消費期限が記載されていますけれども、実際は水は開けなければ、半永久的に使えるものではあるので、そういったことはどのようにお考えなのか。また、その保存期間や消費期限などはどのぐらいなのか。大体のことを教えていただけるとありがたいんですが。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 非常食の保存期限は、物によりますけれども、大体5年から7年、長いもので10年間の保存期限になっております。処分に関しましては、先ほど水のお話ございましたけれども、水の場合は、消費期限が過ぎてもある程度の数量を保管して、飲み水以外の方法で使用できるようにストックする方向で考えております。

そのほかの食品につきましては、大体消費期限が過ぎる1年から6か月前までに、小学校等の避難訓練や防災訓練等の際に配って、子どもたちの防災意識の向上に役立てていただきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） （不規則発言あり）考えておりますって、後ろから同僚議員からおっしゃっていますが、実施しておりますの間違ひではないかということで、後ろからちょっと指摘がありましたけど……。

考えているだけで、実施していないわけではないですよ。実施しているんですよ。小学校の避難訓練等で配ったり、子どもたちに配ったりとか、そのような形で実施しているんですよ。

それでは、災害時に使用するその非常食ですが、ふだん食べているものよりは保存期間も長い、消費期限も長い。その分、たしかコストが割高になっていると思うんですよ。その購入方法なんですけれども、村独自で購入するのではなくて、例えば近隣市町村と一緒に購入するとか、県全体で購入していただいて、市町村が買うとか、そういうふうな数を多く買うことによってコストダウンにつながるのではないかと私は思うんですが、そのような考えは村のほうとしてはないのですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

非常食の近隣市町村との一括購入等につきましては、各自治体の予算の状況や購入時期、購入数量、必要物品が異なることから、現在のところは考えておりません。村としましては、先ほど答弁したとおり、ローリングストック等で無駄をなくしながら購入し、備蓄していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 一括購入については考えていないということですが、無駄をなくしながら購入、備蓄しているのは、これは分かります。ですが、もっと無駄をなくそうと思えば、コストダウン、これも一つの方法だと私は思うので、ぜひ機会があったら近隣市町村とぜひそのような話合いもしてみたらいかがと思うんですが、今後、近隣市町村とそのような話をしてみるつもりがあるか、改めて伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

お話もありましたので、近隣市町村の購入状況、予算状況、今後の必要な備蓄品等をどのような程度なのかは協議しながら、もしも合うものがあればということで進められればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ぜひ、それぞれ近隣市町村ともコストダウンをできる方向性を持ってほしいと思います。

では次に、線音源スピーカーについてですが、これは以前から私、何度か一般質問させていただいて、最終的に防災課のほうで、災害時のときに使えるようにということで、購入をしていただいたというふうに伺ってはいます。

ですが、その購入後、どのように使われているのか。もしくは、一度も使わずしまったままとなっているのかというのがちょっとあったので、購入後、活用しているのかどうか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

線音源スピーカーの活用についてでございますけれども、実際、防災課としましては、主に避難所で使う予定でおりますので、現在のところ活用しておりません。使用しておりません。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） すみません、購入したというのは分かるんですけども、皆さんにはちょっとどういうものなのかというのも分からない点もあると思うので、どのようなタイプのを購入したのか、ちょっと伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

実際、購入したものは、持ち運び可能なポータブルタイプのものがございます。以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 移動型のポータブルタイプということですが、移動型ですので、どこにでも運べるというのがあるじゃないですか。なので、もうちょっと使用方法など考えてみたらいかがかなとも思います。

また、実際、災害時に利用しようと思ったり、使おうと思ったときに、やっぱりどのような使い方をしているのか、使用方法が分からないとか、そんなふうになってしまったら、せっかく持っていてももったいないことになってしまうので、あらゆる場所で今後使ってみたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

防災課としましては、平時のスピーカーを使う場面は、屋外での活動の消防団検閲や訓練の場合がほとんどでございます。そのほかに、防災教室等開催された場合などにも使用してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） これって防災課が持っているから防災だけで使うではなくて、横の連携で、ほかのところでは何か集会があったりしたときとか、使ってみるとか、そういうふうに考えていただけないかなと思うんですけども、防災課で持っているから防災だけにしか使えませんか、私はもったいないと思うんですけども。なので、常に何かそういった場面で活用することを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

すみません、防災課、防災課とお話ししてしまいましたけれども、役場全体で利用できる機会があれば使っていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 次に、5番目の避難所用テントについてなんですけれども、避難所用テントを以前村のほうで購入したというようなお話は、以前、一般質問したときに伺っています。たしか400張りでしたっけ、テントを購入したというふうに聞いた記憶がございます。ですが、そのテント、購入したテントはどのようなものなのかをご説明願います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

どのようなテントかということでございますけれども、村で購入した避難所用間仕切りテントについてでございますけれども、災害時に避難所等の屋内で、主に居住を目的としたプライベート空間をつくるため、簡単な組立てで使用でき、使用後はコンパクトに収納できる間仕切りテントとなっております。高さは170センチ程度となっており、上部はメッシュ構造の見守りネットとなっており、巡回の保健師や避難所管理者が避難者の健康状態を容易に確認できる仕様となっております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ありがとうございます。

その説明どおり、メッシュ構造、そうです。上半分がメッシュになっていて、正直、私から言わせると見守りテントとは思えません。何か、実際、私もちょっと組立ての体験をさせていただいて、そのテントを見させていただきました。もちろん、自分でも組立てさせていただきました。

その体験を通じて感じたことがございます。あのようなテントでは、とてもじゃないですけども、プライベートを守れる空間ではありません。テントの周りを歩くだけで、目線に自然と入ってしまいます。見られたくない部分が多いプライベート空間のはずが丸見え状態です。あの状態では、とてもじゃないけれどもプライバシーを確保しているとは私は思えません。とてもじゃないけれども、上半分がメッシュになっていて、丸見えで、寝ていて、目を覚ましたときに上から人がのぞいていたらとても怖いなと思いました。見守りというよりのぞき見テントと思うぐらい、本当、のぞかれているんじゃないかと思うぐらい、そんなテントでした。実際、このテントのみしかないのですよね。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 村で購入した間仕切りテント、このようなテントはこのテントの形式のみでございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） すみません、例えば授乳ができるような授乳用のテントとか、せめて着替えができるような更衣室用のテントとか、何か別に設けるとか、その考えはないのか。本当に女性の立場からしたら、あの状態であのテントの中で着替えももちろんできないですし、もちろん授乳なんかもできない状況。そうなれば、じゃどこでそれをできるのかというのがあります。

例えば、それでしたらば、ちゃんとそういった場所を、空間をちゃんと設けられるテントというのも購入すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。村のほうでは買い直す気とかはないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えします。

村で購入した避難者用テントは、避難者のプライベート空間をつくるために購入したものでございます。確かに、女性のニーズに沿ったものではありませんが、先ほ

どもお話ししたように、メッシュ構造にすることで巡回の保健師、管理者が避難している方々の健康状態チェックや、密閉されていると夏場は熱中症の危険性もございませぬので、新たに買い直す計画は現在のところございませぬ。

しかし、村としまして、先ほどお話ありましたとおり、女性の配慮をしなければなりません。避難所での男女別のトイレ、授乳室や母子避難スペースの設置、更衣室、女性用物干し場の設置等を考慮した避難所スペースのゾーニングを改めて考えてまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 改めて考えてまいりたいとのことですから、ぜひこれはちゃんと検討していただきたいと思います。

本当に、避難所なんだから仕方ないだろうという、その表現はなしにしてください。避難所で大変な生活を送る。その状態でやっぱりプライベートも守られないというのは、とてもつらいことではあるので、これは2日、3日でしたら耐えられます。1週間以上過ぎたら耐えられなくて、それこそ皆さん、ストレスがどんどんたまっていきます。その状況の中で、こういったテントが役に立つと、私はどうしても思えませぬ。せめてあのメッシュのところ何かかけるものをご購入するとか、それぞれちゃんと準備をするとか、もしくはそういったちゃんとした空間を持てる、ちゃんとしたという言い方がちょっと失礼かもしれませんが、配慮された空間、それを保てる、そういったテントなどを購入するとか、何かそのような対策をぜひお願いしたいと思います。

改めて、これ課長が買う買わないというのは何とも言いようがないとすごく思うので、改めて村長に再度お伺いいたします。こういったものに対して、購入するお考えがあるのかないか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

女性の目から見た提言でありまして、十分それは頭に入れていきたいと思います。買う買わないは、こういうのは備えればよいというもんじゃなくて、今、常に改善されておりますので、じっくりその改善を見ながら、あとはできるだけ長期間になった場合に対応する。また、使用される方も工夫もちょっと必要なと。例えば、メッシュの上にタオルをかけたたりしながら、みんなでやはり工夫も必要なと考えておりますので、そういったことも含めながら検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 工夫も大事です、もちろん。ですが、申し訳ありませんが、あのテント、毛布やバスタオルをかけたら重みで沈みます。そのようなテントです。だから、改めてというふうに私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のご指摘、よく理解しておりますので、検討していきます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 本当にぜひこれは検討していただきしたいと思います。私は、

8.27豪雨被害のとき、娘が産まれてまだ4か月でした。避難所で大変な思いしました。授乳ももちろんしたくても場所もない。そういった経験もしているので、本当に西郷村としてそういったお母さんたちを守っていただける、そういう空間、必ずぜひつくっていただきたいと思います。

続きまして、6番目の移動トイレ車についてですが、これは今年の元旦に発生した能登半島地震、この際に停電や断水など使えなくなった避難所のトイレ、これがとても課題となりました。もちろん3.11東日本大震災のときもそうでしょうが、水が使えないことによってトイレが使えない。これは大変なことです。

能登半島地震の際に、各自治体で所有している移動式トイレ、移動型のトイレ車ですよね。これがとても活躍したそうです。衛生的にも、また水の心配もなく、とてもよく使えるということで、どうしても仮設用のトイレとかですと、高齢者だったり足腰の不自由な方だったりにはとても大変なトイレなんです。使いづらいトイレです。そこから比べるとこのトイレ車、とてもいいものだというふうに私は能登のほうから伺っております。

そこでですが、村として災害の場合、そのときのトイレについてどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

村において、災害時には仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に比べてトイレの個数が不足することがあり得ると想定しております。東日本大震災においても、災害発生から数日間でトイレが排泄物の山となり、劣悪な衛生状況となったところも少なくない事例もございます。

村の取組としまして、発災直後は避難者数が多いので、便器の数を確保するために組立てトイレを備蓄し、個数の確保に努めているところでございます。そのほかには、新庁舎の建設の際に、防災広場を整備し、マンホールトイレを設置する計画となっております。また、村では、移動式トイレカーの購入を予定している管内事業者と、災害時の移動トイレの活用について協定を結ぶ予定となっております。

今後、災害時の避難所のトイレをどのような組合せで選択するかは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、適したものを選べるように種類や個数の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） そうですね。今、管内事業者が移動式トイレカーの購入予定ということで、協定を結ぶという話ですので、それはすごくありがたい話だと思っています。そのように事業者が各自購入を考えていただける、これはすごい素晴らしいことだと思うんですが、実際県内で、これは能登の後にちょっと私調べたところ、1月の頃ですと、移動式トイレカーを持っている自治体がいわき市だけだったんです。それで、もちろん能登のほうに行ったのもいわき市のそのトイレカーのみで、その後

3月に棚倉町のほうでも購入して、棚倉町でも能登のほうに支援したというのは伺っております。

そこで、もちろん西郷村としても導入すべきではないかと思うんですが、そういう計画があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） これまでの大規模災害で、不衛生なトイレを利用したくないために水分や食事を控えた結果、栄養状況の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康を害する事例もございます。避難者の健康は、避難所の衛生環境を確保する上で、災害時のトイレ対策は大変重要でございます。そのため、村では仮設トイレや組立て式トイレの簡易トイレの備蓄とともに、新庁舎整備に伴い、衛生的に利用できるマンホールトイレの整備を進めているところでございます。

議員おただしのトイレトレーラーやトイレカー、こちらは平時における保管場所の確保や維持管理が必要となりますが、災害時には迅速に避難所に駆けつけ、ライフラインの復旧状況などに関わりなく、日常に近いトイレを提供できるメリットがございます。

トイレは避難直後の避難所環境として、飲料水、食料に次いでトイレに強いニーズがあるとされております。今後、まずはトイレトレーラーやトイレカーを活用している自治体の事例や、防災対策としての補助金の有無、活用方法を調査してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） トイレだけではないですよ、もちろん。衛生的なトイレ、またそういう健康状態、全ての面から考えて、今お話しいただきましたけれども、たかがトイレと思われるかもしれませんが、トイレってすごく大事なもので、避難することが長引いてしまうとストレスがたまり、2週間後から性的暴行などの発生も起こるそうです。それはトイレが原因だったりするそうです。なので、トイレってすごい大事なことです。

また、水が寸断された場合、今、能登ではそうです。ようやく6月から上下水道の工事が本格的に始まったそうです。1月の震災で、いまだにまだ水の復旧が行われない状況。一番は、やはりそういったトイレなど利用するのに、仮設では駄目、仮設のトイレでは駄目だというやっぱり話が聞かされました。ですから、私はこのトイレカーというものを西郷村としてもぜひ準備していただきたいと思います。

平常時、使うことがないとおっしゃいますが、平常時、何の集まりでもいいです。郊外で集まるときなんか、何のときでも利用できるのではないかと思います。利用の仕方、それは先ほどの線音源スピーカーもそうですが、利用の仕方、いくらでもあるのではないかと私は考えております。

今後、国や県でトレーラーカー、もしくはトイレカーの購入に対して、補助金等の事業ができるかもしれません。ですが、その事業を待つのではなく、ぜひ西郷村独自で購入を考えていただきたいと切に願うのですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 災害が起きた場合には、非常食、そして非常食とトイレ、これはもう欠かせないものだと私も認識しております。

今、課長から説明ありましたように、簡易トイレ、あるいはマンホールトイレ、加えて事業者によるトイレの協定を近々結ぶ予定でありますので、それらを踏まえながら、村として必要だと思ふんですけれども、あと平常時の使い方も検討しながら、そして先ほど議員言われたように、補助金があればこれにこしたことはありませんし、いろんなことを模索しながら検討していきたいと思ひます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ぜひ、これはその補助金を待つのではなく、検討していただきたいと思ひます。起きてはほしくありません、もちろん。ですが、災害はいつ起こるか分からない。これだけは間違いないです。ですから、ぜひ補助金が出るまで待つのではなく、ぜひ前向きに検討をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中であります、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第3、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 1 1 番 鈴木勝久君

1. 村長の政治姿勢について

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番鈴木勝久です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日は大変質問事項が多いので、さっさといきたいと思えます。

3月に村長、施政方針なさいました。その内容から抜粋したものでございますが、新規事業が今回、思ったより少なかったのが、ちょっとどうしたのかなと思う気はしましたけれども、その中で第1番目に入りたいと思えます。

まず、盛土問題でございます。

5月に入りまして新聞等々で、こういうとき容疑者と言っていいのか分からないですけれども、当事者というか、その方が逮捕されたというのに続きまして、盛土の規制条例、県も網をかぶせるという条例、矢祭町も始まるということでもございました。

これで12月27日に西郷村で臨時議会を開催されまして、そのところで条例は全員可決で制定、4月から施行ということになりました。でも、実際この一般質問を提出した日に、私、現場に再度見に行きましたら、現場がそのままでもございました。いまだに土砂がいっぱい積まっています、盛土がですね。いまだに地域、特に川谷の駐在所前におきましては、危険な状態にさらされると。

私たちが一番心配しなきゃならないというか、取りかからなきゃならないというのは、村民の安全を第一に優先するということなんです。ですが、あの条例制定後、いまだにあの状態、半年たちました。あの状態であります。そこに住まわれている方の心の中いかということでもございます。毎日心配で、ちょっと雨が降るとという心配が起きて、また6月、これから梅雨の時期を迎えますし、ますますその危険な度合いが高くなってきていると思えます。

そこで、村はこの住民の、去年私も取材行ってきまして、直接村民の方からお話聞きました。それを一刻も早くということでも行政に届けようと思って、ここで12月、9月、6月と発信続けていましたけれども、いまだにその状態でもございます。

これを今後どのような方向で、まずあの住民の不安を払拭していただけるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 1 番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

今ほどお話ありましたように、観音山の盛土については逮捕されたということで、一歩前進かと思っております。また、昨年12月27日には、皆様のご協力により議決されました。本当に感謝申し上げます。

それで、白河警察署甲子高原駐在所の前のことでありますけれども、西郷村においては、令和6年3月26日付で福島県により、宅地造成及び特定盛土規制法の規定に基づく区域が指定され、区域内で行われる危険な盛土等が福島県により規制されることになりました。これは議員もご承知かと思えます。

村の条例よりもさらに厳しい規制区域でありますので、この中では、指定日以前に

区域内で行われた盛土等については、危険な盛土等と判断されれば、行政処分である改善命令を発し、行為者に改善するよう命じることとなり、行為者による改善が図られないと判断された場合には、行政代執行も可能な制度であると聞いております。

議員おただしの盛土現場については、規制区域内での盛土等に当たり、県で調査、測量により危険な盛土等であると判断されております。今後、行為者に対し、福島県による命令等が予定されておりますので、村も早期の安全性の確保を目指し、県と連携しながら進めたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 流れは分かりました。

でも、命令が出て強制執行に移るまでどのぐらいの時間がかかるか。また、その期間内でも、先ほど前にも防災の話で言いましたけれども、いつ地震が来るとか、いろいろ災害が来るか分かりません。これ、時間とかそういう日付とか期日ですね、それをある程度知っていただかないと、その当事者は安心できないと思うんですけれども、流れは、そういう危険箇所指定された、改善命令が出された。それを聞かなかつたら行政代執行も行うという流れは分かりましたけれども、その期間とか、時間軸ですね。時間、どのぐらいでそれが解決されて、そこを実際に機械が入って、あの危険をなくすことができるのか、その辺を聞いて終わりにします。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 鈴木勝久議員の再質問にお答えいたします。

先ほど村長のほうから答弁ありましたように、県のほうで改善命令と行政指導を行い、それに従わない場合は、行政代執行も視野に入れて動いているという情報が村のほうにも入ってきております。

それで、いつ、どれぐらいの時間がかかるのかということで、県のほうも今その辺を、改善命令を出してどれぐらいの時期で行政執行に移るのか、その辺は県のほうで、今検討中でございます。9月の台風時期の前にはやりたいというお話を聞いておりますが、それ以上の情報は、私のほうでは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 終われませんね。9月の台風時期までにはというのは、長い話なんです。県を待たないで、村では何か対策はないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 鈴木勝久議員の再質問にお答えします。

現在、宅地造成及び特定盛土等規制法、上位法のほうで対応中でございますので、村のほうでは、そちらのほうの対応を待っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、その会社とコンタクトを取っていらっしゃるんですか、密に。西郷村は、その宅地造成等規制法、今これ言いましたよね。これで規制をしよ

うとしていますけれども、要は何法で規制するとか何かじゃないんですよ。あの土砂を一日でも早く撤去して安全な状態に戻して、村民のあそこに住宅に住んでいる方の安全を担保してほしい、それが要望なんです。

村もそれをしなきゃならないとは思っていますけれども、その安心を担保するために何をしてくれるんだという。だから、規制法で規制するのは分かりますけれども、それだとまたいつまでにとという話でしょう。だから、あの土砂を何とかしていただけないかという要望です。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

その件については、今、県が調査終わりました。危険であるということも分かりました。それで、どういう方法でやらせるかということは今、検討中であります。県の方、県南建設事務所も来まして、私のところにこういう状況でありますということ。県も私もそうですけれども、一刻も早く取り去ってほしいというのは、それはやまやまありますけれども、そんな状況を説明されましたので、まずはそれと、地権者のほうに行ってくださいということで、県の建設事務所、県の方もその辺の状況を説明に行ったかと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、川谷のその住民の方は、県のお話をちゃんと聞いていらっしゃって、納得していただいているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 鈴木勝久議員の再質問にお答えします。

県の方と立ち会いまして、川谷の住宅のほうに、県の方が説明をさせていただきました。

一応、今後の対応ということを説明されまして、住民の方もちょっと説明を受けましたけれども、県のほうもいつまでというのがまだはっきり言えないという状況は、説明された状況でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それでは、当事者と、村も県に任せないで村も丁寧にお話ししていただいて、どういう方策、どういう対策を取られたほうがいいのかとか、そういうのは時間がかかるとしても、村民の理解を得ていただく努力はしていただきたいなと思っております。

進行して続いて、大分前向きな方向に動いているというのは確認されましたので、その辺をもうちょっと丁寧にさせていただいて、今後早く、早期に解決することを期待しますけれども、その当事者とよくコミュニケーションを取っていただきたいなと思っております。

以上で1番は終わります。

2番に入ります。不妊治療支援事業でございます。

この制度、3月に質疑で内容については確認しました。これ、別なところでも説明

受けたんですけれども、ここに書いてありますので、西郷村が県の補助金が頂けるといふことで、これは2020年ですが、市が不妊治療の保険適用についてということ公約に掲げて、この保険適用がされたわけですけれども、その外れた部分、これを西郷村が負担すると。ですから、その当事者はほとんど自己負担がなく、この制度を受けられるという制度でございますけれども、大変説明を受けて西郷村でよく気がついた、気がついたという言い方はおかしいですけれども、そこに補助を出してくださったのは、大変すばらしいことだとは思っております。

これも、2番、3番、6番にも共通することですけれども、少子化対策の一環としてという部分で、助成をするという制度でありますけれども、何かこの不妊治療支援事業、西郷村でおっしゃりたいことありましたら、この機会ですのでよろしく願いいたします。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、俺がみんな言っちゃったから、言わなくていいんですけれども、なるべく経済的負担がかからないような政策を取っていらっしゃるといふのは、見ていてすばらしいなと思ったんですけれども、勘違いして、国の補助、県の補助があって、何で西郷村でも同じ制度に補助金をつけるんだというのが疑問だったものですから、そうしたら、何かこの資料で議員の方々には説明しましたよと言われてました。

恥ずかしかったんですけれども、保険適用外の部分を村が負担すると、それを今回、新規事業でつくるといふことだったんで、そのとき打合せで言ったのは、子どもが欲しくてつukれない方々にPRというか、宣伝はなさっているんですか、これは村民の方々に広く知れわたっているんですかという話をしたので、それで、本当はここを質問にしてもよかったんですけれども、説明して、これが村民の子どもを欲しい方、家庭、夫婦に伝わるように、今何か言いたいことがあったら言ってほしいなと思っただけでございます。

なかったのなら、次にいかせていただきます。

3、村の子ども計画は作成されているかという問題ですけれども、去る5月22日、福島民友新聞に「県は21日、策定を進めている子ども・子育て計画「県こどもまんなかプラン」の骨子案を示した。」ということで、まず、国のこども大綱、これが去年の12月22日に閣議決定されました。それに合わせてか、県もこどもまんなかプランを作成しております。

これは、こども基本法にのっとり作成したものでありますけれども、本村において、まずこの子ども計画、努力義務ではありますけれども、村長が去年、施政方針で子どもに関する……、西郷村でも、西郷村第2期子ども子育て支援事業計画の中の説明をされて、いろいろのことを国に沿ってやっているという説明はなされましたけれども、そこで、西郷村はこの子ども計画策定しているのかということ質問しました。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

子ども計画は、今後の子どもや子育て世帯に係る施策に関する課題等に対して、施策を検討した実施するための村の子ども施策の基本となるものです。

村では、平成27年度から令和元年度までの第1期子ども子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度までの第2期子ども子育て支援事業計画を策定しております。

今回の子ども計画の策定は、今までの計画を継承するものです。子ども計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法にて、国のこども大綱と県こども計画を勘案して作成するよう努力義務が課されています。

現在、村では令和5年、6年度で、子ども計画の策定に向けて取り組んでおります。子ども計画は、既存の計画と一体のものとして作成しますので、子ども子育て支援事業計画、次世代育成支援対策、行動計画、子どもの貧困対策、推進計画、子ども・若者計画の内容を含みます。

昨年度は、ニーズ調査を実施しました。こども大綱には、子ども、若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながらともに進めていくとあり、小学生、中学生、高校生、子育て当事者にアンケート調査をしました。その意見は、年齢や発達の程度に応じて尊重するものです。

今年度は、子ども・子育て会議を開催し、アンケート調査の結果を分析し、課題の整理、課題解決に向けた取組や必要とするニーズの子ども施策を子ども・子育て会議の中で議論してまいります。そして今後の子ども施策は、村の子どもや子育て世帯にとって必要とされるニーズにつないでまいります。

さらに、子ども計画に関して、住民向けパブリックコメントを実施し、一般からの意見を取り入れます。子ども計画は今年度中に策定し、来年度からの子ども施策につないでまいります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、今ニーズ調査、アンケートと言いますが、こども基本法の11条、ここに「こども等の意見の反映」とあるんですよ。これ非常に難しいのは、まず、子どもがその権利を把握しているかということです。

それと、この子どもたちの話を拾い集めるのに、子ども・子育て会議等のこういうかしこまったようなそういう会議で、果たして、例えば小学1年生、2年生とか、もっと下の子どもとか、そういう子どもたちの、児童たちの意見を吸い上げられるかと、もう一つ言うと、パブリックコメント、これは難しいです、非常に。

もう一つは、じゃ専門的な人という話ししますが、こんな専門的な話は、全体的に失敗しているんですね。ここで、教育にも入っていくかなと思ったんですけども、もともとが、これ適正化委員会にも入りますが、国の教育方針が今、おかしな方向に行っているのに気づいてきているのが分かっている状態なんです、今。今までやってきたやつが、ことごとく。自主自立なんて言いながら、自主自立なんていうのは成長していない、日本では。

こっちの話は、少子化対策は、これは6番にも関係してくるんですけども、ま

ち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略、この話にも入っていくんですけども、あれも脅しかけただけ、消滅自治体ができますよ、子どもをいっぱいつくりましたよという話なんですよ。

それはこの次にしますけれども、そこに入る前にこの「こども等の意見の反映」これが非常に今回は肝になっているというか、それを尊重しようという話ですけども、今の言った話、子ども・子育て会議等々、アンケート調査する、このパブリックコメントをどういうふうにするというだけで、本当に子どもの意見、取れるか取れないかという話なんですけども、これ技術がいると思うんですけども、どのような方法で、子どもの意見を集約しようと思っているのか、今、分からなかったら構わないですけども、分かる範囲で答弁してください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

子どものニーズ調査、昨年度実施させていただいたんですけども、小学生4・5・6年生、中学生1・2年生を対象に子どものニーズ調査のアンケートを実施させていただいております。

また、高校生に対しても、ニーズ調査のほうを実施させていただいて、意見のほうを集約させていただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） アンケート調査ですよ。アンケート調査というのは、ある一答で、何でもいい多様な意見をという話じゃないんですよ。こちら側で設定した条件で、どこに目標設定するか分からないですけども、アンケートの趣旨がですね。それを尊重できるというか、子どものお話が、本音の部分で引き出せるかという話なんですよ。

例えば、そのアンケート調査、難しいなと思った点ありますか、上がってきて。じゃ、一つ二つでいいですけども、子どもの気持ちを吸い上げるそのアンケート調査、どのような調査をしたか、内容についてちょっと触れていただければ。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） このアンケート調査って誰が作りましたか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

福祉課のほうで、前子ども子育て支援事業計画を継承しながらアンケート調査の質問を考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、そのアンケート調査で気遣った点というか、ここはこういうことに気を遣ってアンケート調査の問いというか、つくったという一番の肝にな

る、こういうことに留意してつくったという何かあったら。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

ニーズ調査の質問内容についてでございますが、家庭における子どもが抱える課題について、その点について相談できる場所であったりとか、相談できる場所などが本当にあるのか、相談できる相手がいるのか、そういった部分を考えて、その点重視しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） このアンケートは、家に持たせて、家で書かせていますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

小学生、中学生につきましては、学校のほうで実施させていただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） しつこく質問したのは、このアンケート調査って、意図して違うほう、どっちにか引っ張れる可能性もできるんですよね、設問の仕方によって。非常に難しいんで、何を参考にしてそのアンケートをつくったか分からないですけども、本当だったら寄り添って、もっと丁寧にするんだったら子ども、低学年だったら寄り添って、記述じゃなくて、そこから会話の中から引き出すような、本当はそういう丁寧さが必要だと私は思います。ですから、まだつくってそれが全てではないんでしょうけれども、専門家の意見じゃなくて、本当に当事者のその考えを、素直な考えを取り出して、丁寧につくっていただきたいと思います。

これが、将来ここの出生率から、子どもの成人して一人前、主体性を持って生活できる大人にしていく過程を、この村で育ったからこういう人間ができた、主体性を持った人間がくれた、できた、そういう方向に持っていくためには非常にここ大事な部分ですから、最初の試みで子どもを抜きにして、今までは机上で頭でっかちのじいさんたちがつくっていた。それで、こういういびつな状態になってしまった。ですから、非常に大切なことなんで、丁寧にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 追加で答弁させていただきます。

子ども、若者意見を反映するために、アンケート調査とは別に、関係機関等及び子ども、若者へのヒアリング調査を実施したり、必要に応じては、ウェブによるヒアリングも可能とする予定でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 続きまして、第4、西郷村立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置に関わる提言についてでございます。

これもう3月定例会でお金の話はちょっとしました。これからの事業で、これが令和6年度、7年度でやる事業でございます。令和6年度が5回程度414万

9,000円、令和7年度が13回程度のワークショップ、意見交換会を開催するというのでございます。

ですから、私があまり先走って、先のほうまではやらないでくれとお達しがありましたので、地域の意見、PTAの意見、子どもも含めて、当事者の意見などを吸い上げて、どこがいいんだという着地をするということですが、まず、西郷村学校適正化設置検討委員会からの提言ということ、私たちは、これは全員協議会で、去年の令和5年10月31日に執行部からお聞きしました。

内容を把握しました。把握というか、内容を精査しましたが、これは内容を見ますと、文部科学省が平成27年1月27日、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてというところの内容を縮小した内容とほぼ一致しております。

執行部から言われたのは、この委員会を設置してこの委員会が、全員が賛成であったと、この意見書に対して。私はそんな馬鹿なはずがあるかと思ったんですよ。この内容を見ていて、何が全員賛成だと思って憤慨したんですけれども、それに間違いないでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

昨年の9月の末に提言書としまして、検討委員会から教育委員会のほうに提出されました。それを基に、10月に議員の皆様方にご説明をしたところでございます。

今回の提言書の中で、委員の方々が全員賛成をしたというようなご質問が今ございました。

ただ、こちらの提言書の中にも書かせていただいておりますが、学校規模適正化には、委員全員の賛同を得たが、この解決すべき課題等は容易ではないため、課題に対して、継続して検討していくべきであるということ、これを理解した上で、当委員会の意見として提言するものであるというような提言書のほうを頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは、教育委員会がこの教育検討委員会に指示を出して、検討していただきたいということで出したんですけれども、教育委員会の意図としては、なぜここに、この適正規模の委員会を立ち上げて、この問題について問いを投げかけたか、教育委員会のほうはどのような趣旨でここに意見の集約を、提言を求めたのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 再質問にお答えいたします。

提言の投げかけというようなことでございましたが、まず、適正規模の基本的な考え方につきまして、文科省のほうの手引にもございますが、西郷村における小中学校の適正規模は、国の基準を参考に12学級から18学級程度を適正規模とすべきと考

える。これを基に今回の提言書のほうを作成しております。

まず、小学校では、集団生活を通じて規律や協調性や競争心、コミュニケーション能力を育てる学級数、児童数が必要であり、中学校では、小学校の理由に加えて、教科専門の教員が配置されたり、集団的な活動や、特に部活動が活発に展開されたりする学級数、生徒数が必要になるからでございます。

適正規模による効果としまして、まず、一定の大きさの集団は多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築き、主体性、社会性を育成できます。次に、クラス替えで自己発見、社会性が確保できます。次に、クラブ活動、部活などで児童生徒、教員数が確保されます。

さらに、バランスの取れた教員配置が可能となり、免許外指導の解消をするなど、教育環境が改善されるなどのメリットが挙げられることにより、こちらを基本的に考えていただきました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 学校教育課長、これは、これを見ながらお話しされているんでしょう。学校に行って、実際に子どもたちを見ながら、どこに問題があるのか、そういう作業をしなきゃ駄目なんですよ。俺が言うのもおかしいですけども、そっこのほうが専門家だと思うんですけども。

今言ったのは、国がつくったお話、大体適正規模に12学級、この12学級とか9学級とか何かというのは、昭和33年につくった話なんです。今、変わってきています。そこに多様性も生まれてきています。昭和33年とか昭和二十何年というのは、昭和二十何年のときは相当爆発したんですけども、1950年から1960年に人口が一気に600万人増えちゃって、悲しいかな、このとき墮胎、子ども殺しまで起きていたんです。それを越えた時期につくったやつなんです。

今、多様性、多様性って、だから多様性をうたうんだったら、全て多様性、さっき言った子どもの意見とか何かを取り入れながらこういうのもつくるべきなんです。

今、日本は不登校、それに自殺、すごいですよね。今回も更新しました、自殺率。不登校も、これ読んでいって分かったことは、韓国と日本ぐらいですよ。不登校が起きているというのは。学校自体が楽しくないんですよ。これ日本の特徴なんです。何でこんなことやったというその基本が分かっていない文部科学省がつくったやつは、何の説得力もない。逆に、それに踊らされているという方向なんです。

だから、西郷独自の教育、さっき言った主体性を持たせる教育。私の頃から、自主自立って酸っぱくなるほど言われました。先生方が常に言っていました。でも、やり方は、主体性をつくり出す教育じゃなかったんですよ。上から押しつけて、子どもに考えさせる時間を与えないで、答えはこれですよ、そういう教育。

あと受験勉強、受験勉強って、大事なところいろんな感性を育てなきゃならない、自分でいろいろ問題解決しなきゃならない、畑村先生がやった失敗学、あれになって、問題解決能力をどうのこうのというのが、あそこで何かクローズアップされてなった

のかなと思ったら、一向に同じような教育ですよ。だから、主体性が育っていないんですよ。

それを差し置いて、その数だけ合わせれば、子どもがよく育ってくれるみたいな、変な偏見持っていますよね、日本は。そこにこれを当てはめると、説得力ないんですよ。

課長とお話ししたとき、川谷はいいやり方をやっていますねという話しましたよね。学校に行きたくないとか、何かいろいろ問題を抱えている子どもが、それが川谷小学校に来て生き生きと授業を受けている。ああいう事例があるんですよ、西郷村には。そういう事例があるのに、こっちを、国が推し進めるような話を真に受けて、西郷村はそっちの方向に向かっていくのかというのが残念なんです。ちゃんとしたあれがあればいいですよ。子どもを主に見て、それでそういう計画を立てていって、適正化という話に持っていけばいいんですけども、どうも何か形だけをそろえて、これで環境がいいでしょうとか、グループでいるといろいろができていいでしょう。

でも、その中に多様性を入れると、私はそういうふうにクラス替えするのが嫌だとか、知らない地域に行って勉強するのが嫌だって、また不登校が、ここにも書いてありましたけれども、そういう問題が起きてきますよね。

だから、これをこれからのお話で、そういう方向でいろいろとそういうのを解決するような試みをするんでしょうけれども、一つ今、前段のあたりで言うておくのは、この国の言っている、文部科学省が言っている適正規模・適正配置等に関する手引を読まないでつくっていただきたいというのが私の思いであるんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 文科省の手引の件の再質問でございますが、いろいろな資料等を参考にしながら、また、先ほど鈴木勝久議員が質問がございました地域の方々のご意見、子どものご意見、先生方のご意見等を参考に、2年間かけて作成をしていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、こだわらないでください。西郷村は、西郷独自の教育を。私もそれ昨日とおとといで全部読んだんですけども、だんだん腹が立ってきたのと、あとガス抜きの地域意見を尊重しなさいと言っても、どこまで尊重するのか。

一つそこで、似たようなことですけども、公設施設、公共施設、これの適正化、だからこれは学校適正化ですけども、学校もあるんですね。あとキョロロン村とか、ほかに公設施設をどのように活用するか。ファシリティーマネジメントという考え方、これがあると思うんですけども、その中には、前しゃべったようにランニングコストとかイニシャルコストとか、そういうのも含めて、この学校の適正化ということは、将来的には統廃合の話までいくんでしょうけれども、そこはやらないとしても、この

ファシリティーマネジメントというのを中に入れ込んで、全体を西郷村の財産ですから、人、金、物、この物を、ここの庁舎も含めてですけれども、このマネジメントを入れていって、総合的に判断していただきたいというのが一つあります。

この発想、これは経営的、今度能力というか、経営的な要素を含んでいます。西郷村の公共施設をどのように変えていくか。これが俺からすると、公共交通までも入っていくんですけれどもね。水道事業もそうかもしれないし、水道もこれから可能性はあるんですよ、金が湧く可能性が。ですから、このファシリティーマネジメント、それを……、まずそれが分からないですけれども、ファシリティーってもの……、どういふのかな建物とか、そういうのがファシリティーですね。それをマネジメントという言い方なんですけれども、そういうのは何か公共施設的な発想にはないと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。考えてこれからやっていけるんでしょうか、これを皮切りに。財政課のほうはどうですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 鈴木勝久議員の質問にお答えいたします。

今現在、村では、平成29年3月、西郷村公共施設総合管理計画を策定しています。これは30年の計画で、10年スパンで見直しを計画しているものですが、その中で、言われましたファシリティーマネジメントについても、次回ですと令和9年が改定予定なんですけど、その件についても盛り込みを検討していきたいと考えております。

（不規則発言あり）令和、すみません。令和9年です。申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 自治体は、こういうのが何かぶっ壊しちゃって、何か無駄にするというのがあるんですけれども、そのライフサイクルコストを抑えるというのは、メンテナンスとか何かやったりする必要があって、長もちさせたり、いろんなものを今度有効なんですよね。

それが無いんですよ、自治体って。だから、いつも言っている経営的な発想ですよ。関根さん、にこにこしていないで。だから、こういうのを真剣に考えて、トータルで、その公共交通も含めてなんですけれども、トータルで考えないと、その多様性、さっき言いましたけれども、多様性って口では言うんですけれども、それが政策として乗っかっていない、特化して言っているんですけれども、生活していくのには全体に必要なことだから、法律から何からみんなそういう方向でいくんだったら、もう全部を変えていかなきゃ駄目なんです。そのぐらいやらないと何もできない。

大分、元明石市の市長は最近騒いでいますね。いろんなところに出て、俺はやった、俺はやったと。あそこまでいかななくてもいいですけれども、西郷村も発想的に税収が黙って湧いてくるんじゃないで、税収をつくって行って、やるやらない、全部トータルじゃないで、できないやつはできない、やるやつはやる。だから、こういう話なんですよね。全部をトータルでやると成果が出ませんので、あのように何でもやるじゃなくて、できないやつとやれるやつ、ですから、スクラップ・アンド・ビルドですね。

これほとんど私、見たんですけれども、ここも手をつけていないんです。6月には

やったんですよ、去年。委員会、審議会、協議会をちゃんと精査して、村長が使いやすくつくっていった。ああいうことを常に心がけて、今回そういうの載っていなかったんですけども、そういう方向で経営的思考というか、そういうのを掲げていって、これを完成していただきたいと思います。

時間がなくなりますので、次にいかせていただきます。

次は、観光振興でございます。

これは、甲子地区の国有財産払下げ事業 9,152 万円、観光施設管理事業費 3,815 万円、観光地活性化事業 275 万円、西郷村観光誘客促進事業 1,200 万円、このコロナが一掃というか、まだ終息はしていないんですけども、ある程度めどが立ってきた状態で、この予算づけしていただけるのは大変関心が持てる話でした。

それで、甲子地区のキョロロン村の払下げだったんです。この 6,500 万円、これは質疑で前回やりましたので、ここは省略させていただきます。せっかく観光振興と質問に上げていただいたんで、その国有払下げ以外の、合計しますと 5,300 万円、これを使って事業を進めていただけるはずになっているんですけども、常にこういうところに備考に、人数、目標人数を書いていたいただきたいと思ってはいたんですけども、書いていない。この 5,300 万円を使ってさらなる誘客を図るということでございますが、これ目標値設定していただきたいと思うんですけども、ありましたら教えてください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

観光の目標値ということでございますけれども、現在、資料は手持ちにありませんので、答弁のほうはちょっと控えさせていただきたいと思います。（不規則発言あり）今現在、資料がありませんので、答弁できない状況でございますので。よろしく願いします。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） これ、設定していないんですよ。ですから……

（「議長」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後 3 時 18 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開します。

（午後 3 時 19 分）

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 観光振興について、以前、質疑等々でお話ししたので、この件については質問をしないという約束があった。私、忘れていましたんで、ほとんど質疑で大体分かったんですよ、内容は。ただ、せっかく書いてあったので、しようと思ったんですけども、出しちゃったからね。そういうことで、内容については、担

当課とお話ししたので内容的には分かりました。改めて、質問をつくりたいと思いますが、これも新規事業というか新しい事業で、皆様方が大変気になっていたことだなと思って書いたんで、しっちゃたんですけれども、すみません。私のほうが勘違いしていました。

続きまして、次、移住・定住……

○議長（真船正晃君） 質問者。一般質問の途中なんですけど、休憩に入りたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、一般質問の途中でありますけど、切りのよいところで、これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 先ほど質問の中で明石市の市長と言いましたけれども、泉市長、現市長ではございません。元市長なんで、そこを訂正お願いいたします。

それでは、移住・定住促進について進めたいと思います。

今年2024年4月24日、人口戦略会議、「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート—新たな地域別将来推計人口から分かる自治体の実情と課題—」というのが岸田文雄首相に提出されました。それを追って、次の日に地元民友新聞にも、女性就労の鍵、移住誘致加熱奪い合い、存続の道収縮も選択肢とか、県内33市町村消滅可能性、若年女性の流出対策急務等々が新聞でもにぎわしておりました。

この移住・定住促進は、2014年、10年前ですね。増田寛也さんが座長というか委員長を務めて、日本創成会議が出されて、そういうことで、自治体が今度は744自治体消滅可能性という大きな見出しが躍り出ました。10年たって、この分析した結果が「Voice」に金井利之さんが掲載されていたのを見ますと、全くそのとおりだなと私も思いました。そのまま言っても仕方がないので言いませんけれども、そういうことで何かすごく自治体が、この増田レポートで何か危機をあおらされて、踊らされていたような気がします。

確かに、人口減少、これは事実でございますけれども、そのとき一番に掲げていたのは、少子化対策だったんですけれども、その後いろいろな政策を取り上げました。少子化対策を今回も言おうと思ったんですけれども、時間が時間ですので、移住・定住についてだけ特化してお話ししたいと思います。

その中に、私の10年前のレポートというか勉強したのに、シティプロモーションというのがあったんですね。どうしたら人を呼び寄せるかという。これ、すぐ横文字になっちゃうとみんな分からないんで、シティプロモーション、続きましてシビックプライドという考えもあるんですけれども、これ私が説明していいのか、これ私が説

明することになっているのか。（不規則発言あり）これ、本当10年前の話で、今さらというんですけれども、これが肝になっていました。移住・定住の中ではですね。

シティプロモーションというのは、要は、都市や地域の売り込みというか、地域の売り込みみたいなもので、自分の地域はこんなにすばらしいところですよ。移住していただけませんかというプロモーションがあれば、その中で、認知度を高めるとか、情報交流人口を拡大するとか、交流人口の増加とか、定住人口の獲得。既存住民が愛着心を持ち移出をストップする、これがシビックプライドといいます。シビックプライドの醸成というのをどのような策を取っているかということも今度、この後に聞かれますけれども、郷土人口の6に郷土人口の確保とか、企業誘致等々があって、これがシティプロモーションの示す7つの方向性ということで、西郷村はやってきたかという話なんです。

その情報交流人口がなぜ必要か、交流人口がなぜ必要か、定住人口の獲得はなぜ大切なのかということも説明していただきたいのと、あとシビックプライド、これは定住促進に非常に有効なんです。このシビックプライドというのは、これは説明しますよね。シビックプライドがなぜ重要で、定住促進に有効か、その辺をお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

シビックプライドとは、自分が住んでいる地域に対する誇りという意味で、単なる郷土愛ではなく、地域をよりよい場所にするために、自分自身が関わってくるという当事者意識や自負心を指すと解しております。

移住・定住の促進だけでなく、まちづくりにおいても、シビックプライドの醸成に向けた取組は重要であると認識しております。

村でもこれまで、様々なシビックプライドの醸成に向けた取組を行ってまいりました。直近では、村の風土と文化を感じながら魅力を知り、まち歩きを楽しんでいただくフットパス事業が挙げられます。昨年度実施したフットパス全国大会も含め、本事業を通して、西郷村のファンである関係人口の増加にもつながっております。

さらに、参加者やフットパスの会会員等に対し、シビックプライドの醸成にもつながっているものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） シビックプライドの意味は分かりましたけれども、その醸成のためにどんな方策を西郷村では取られているか、その辺お聞きいたします。（不規則発言あり）言った。どういうことを言ったの（不規則発言あり）議長。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、話を変わります。言ったというんだったら質問を変えますけれども、西郷の魅力というのはどういうふうに皆様にお伝えしているのか、西郷村の魅力についてです。地域の西郷村の魅力。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど説明したんですけれども、様々なシビックプライドの醸成に向けた取組というのは行っておりまして、繰り返しになってしまうんですが、直近ですとフットパス事業とかそういったところで、西郷村の魅力というものを発信しているというところがございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 意味を履き違えているかもしれないね。それは交流人口だから、外からの人に対するプレゼンテーションの場合。

俺が言っているのは、地元にいるその地域、要はさっき言ったように、移住をさせないために（不規則発言あり）させない、こっちからこっち、あっちからこっちじゃないよ。西郷村からほかの、要は女性が首都圏に向かって行くというのが、今まで、若い女性を引き止めて就職先をつくってやれば、女性が地元に残れば、移住する人が少なくなるんじゃないかということで、みんなこういうの取り上げようという話で、それで村から出て行く特に若い人たち、女性がここにいるために、西郷村はこういう魅力があるんですよ、こういういい点があるんですよというために、外に出て行かないためにシビックプライドを醸成させようという話なんです。ですから、そのためにどういうことをなさっているか。

それは、交流人口を増やす話ですよ。言っているの分かる。（不規則発言あり）いやいや、交流人口を呼び入れるというのがそういう話で、ですから移住・定住にはここがいいんですよという、魅力的なんですよ、子どもを育てるのにもこういういろいろな支援があるんですよ、安心して子育てもできますよ、そういう魅力ですよ。私が言いたいのは。それをどう醸成する。どういう、若者にアプローチをしているかという、そういうお話でございます。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、消滅可能性自治体ということで744、本当にびっくりしました。各自治体、本当に皆さんそれぞれの地方自治体によって頑張っている中で、本当にこういった新聞紙上で出されるというの、私も人口増加している村としても、本当にこれはショッキングなニュースであります。

各自治体は、農村、漁村、本当に必死になって食料の供給、エネルギー供給やって頑張っている中での、本当にこれはショッキングで、許せないニュースだと思っております。

また続いて、出生率の問題、全国で今1.20、理想は2.07ということでありまして、先ほど、本当に子どもが少ない、出生者いないということで、本県においても、3町村において今年度ゼロということ。本当にこれもショッキングなことでもあります。

今、心配されているのは、20代、30代の女性の方ですよ。やはり転出させな

いように魅力づくりをしていかなければならないと思っております。そのためには、出会い、仕事、魅力発信、そして子育て、安心して西郷村で子育てができるという、そういう状況をつくっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そのように、今、村長おっしゃったように、いろいろ政策を打っていかなくちゃならない。

でも、もともとこれ、この移住・定住に、少子化対策から急に移住・定住にかじを切ったのは、国の政策が絡んでいるんですね。というのは、子育ては都市部ではしづらいんです。都市部が1を切って0.という話もしましたけれども、そうすると子育てするのに地方に任せると。もう一つは、高齢者になって福祉施設、あれを都市部に置いておくと人とか何か、若い人がまた流れてきちゃうから、それも地方に任せよう。

国は、都市部からそういう子育てと老人の面倒、高齢者の面倒を地方に任せようという政策なんです。単に人口を都市部から地方にやって、日本全体を潤そうという考えじゃなくて、そういう意識が、なぜそれが一つ言えるかという、特に東京は、今見たら分かるように都市開発がばんばん続いている、高層ビルだ何だとか、あと湾岸のところにも何か、あれは別な用途でおかしなことになっていますけれども、投資目的でやっているみたいな。子どもがいる夫婦が住めるような金額帯でもないんですね、あそこは。だから、子育てと高齢者の面倒を地方で見させようという、そんな政策にしか見えないんです。これ「Voice」に書いてありますけれども。

そして、我々は何をするかという話なんですけれども、この移住・定住政策は10年前にはゼロサムゲームとあって、あっちから持ってきて、こっちからやっちゃったという、引っ張り合いになっちゃって人口は増えませんよという政策だから、こんなのやる必要ないですよと言っているのに、今、移住・定住に力を入れているんですよ。

それは、都市部から地方に持ってこようというんですけれども、東京都が、大阪は分からないですけれども、そういう都市部のほうで一生懸命そういうところに移動しようという考えはないんです。東京は金を稼ごうというそういう意識しかない。

それを賄うために、ふるさと納税とかという話になってくるんですね。せめて、そのぐらいの恩恵を預けよう。これも国の政策だと思うんですけれども、この納税、ふるさと納税、これ一つ、シビックプライドに関係すると思うんですけれども、西郷村は、このふるさと納税どのように使っているかと、有効活用しているかという、このふるさと納税をこういう目的に使っていますというところには、相当集まっているんです。その趣旨に賛同して。

西郷村は、その賛同するようなふるさと納税の使い方をしているかというのが、ここで疑問に上がってくるんですけれども、どのような使い道をなさっているか、よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税で寄附を頂く際には、寄附金の使途を寄附者に選択していただいております。村では、第四次総合振興計画の8つの基本目標に沿った形で、選択肢を用意しております。

令和5年度の実績で寄附件数の多い順に申し上げますと、子ども・子育て、少子化対策に関する事業が1,738件、使い道を特定しないが406件、観光・交流・産業振興に関する事業が170件、環境保全に関する事業が133件、保健・医療・福祉に関する事業が105件となっております。

なお、ふるさと納税の寄附者や使途については、村のホームページで年度ごとに整理し、寄附額とともに公表させていただいております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 目的別にこのようにやっているという、何でも構わないという人もいるらしいですけども、子育て1,738件なら、具体的にこの1,738件の方にPRしなきゃならないんですね。これだけ集まりました。このお金を、こういうお客様の言われたとおり、ここにこれだけのお金を使いましたと。相手方に、西郷に住んでいる村民の方々とかお子様が喜んでいる姿をPRしていただくとか、そういうのを必要とするんですけども、あと、ここに特化しているのは、環境に使っていただきたい。環境にどのように使っているか、これ問題なんです。ですから、こういうのもしっかりPRしていただきたいと思います。

あと、これについてもっと深く突っ込んでいって、移住・定住を促進するためにどのようにというか、プロモーションビデオを作ったり、いろいろな話聞こうと思っていたのと、あと企画政策課長も何か山下祐介さんの本を読んでいたということなんですけれども、ここに、これも2014年に書かれたんですけども、ここには増田レポートと一線を画す政府の論理を掲載されていて、私はこっちのほうを信じるんです。これについてお話ししようと思ったんですけども、後の機会にこれは直接企画政策課長とお話しして、西郷村をよりよくしていくために一助になればなと思って、個人的にお話しさせていただきます。

それでは、この辺にしまして、ただ言えることは、移住・定住促進、西郷村はすばらしい地域で、一つ言えるのは、お金を、結構自由に使えるお金あるんですよ。西郷村は今年も不交付団体になっておりますので、何かに特化して何かの事業をして、西郷村を魅力ある村にするというんだったら、これは村長がリーダーシップを取ればすぐにできることなんです。

前回から出しましたけれども、元市長の明石市長、大分やり手なんですね。まねはしろとも言えませんが、あの人個性がありますから。ただ、あの人には地域を、明石市を相当愛しているんです。小さいときの思いを実現したい。本当に市民のためにやるというのがすごく伝わってきます。

村長も、去年、おととしと施政方針演説、子育てには相当力を入れるとおっしゃっ

ていましたので、その発信力をもっとつけていただいで、また、令和6年度も不交付団体ですから、今年度も。ですから、使い勝手のいい、村長がリーダーシップ発揮すれば、相当いい村になると思うんです、人口増えているんですから。こんな珍しい村は、町村のうちで村はめったにないんです。

ですから、もう一息入れて、優秀なスタッフもおられますけれども、そういう人を活用しながら、もう一踏ん張りしていただきたいなと思っております。

次にいきます。公共交通についてでございます。

これは、またいつものと言いますけれども、今回は、この予算を取りましたのは、A Iを活用した配車システムを取るということでございましたので、その内容について、どのようにこの公共交通が変わっていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

A Iを活用した配車システムの導入についてでございますが、現在村で実施しているデマンド交通の利便性向上を目的として、導入を検討しているものでございます。

A Iを活用したシステムには様々なモデルがありますが、予約を受け付けてから乗務員に運行計画を伝達するまでの一連の流れをA Iにより判断、決定し、タブレット端末を介して、視覚的に乗務員に伝達するものでございます。

村のデマンド交通に対するご要望の中で、特に多い意見としまして、利用日当日の予約受付の実施が挙げられておりますが、システムを導入することで、予約から配車までの伝達時間が大幅に短縮されるため、当日の予約も可能となります。

さらには、既に送迎を開始している車両であっても、その車両の運行経路上に新たな利用者の予約が入った場合、当初の運行経路をその場で変更することも可能になるなど、システムを導入することで、運用側、利用者側、それぞれの利便性が大きく向上するものと考えています。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そのシステム、いつぐらいから導入したいというのと、あとこれ、バスと今タクシーを使っていますけれども、そこに搭載するのでしょうか、新たに作るのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

システムに関しましては、今年度中に、どういったものがあるかというのを含めて検討しているというところでございます。

今のタクシー会社の予約配車システムを使っておりますが、そこに変更して乗せられるかどうか、さらには新たなものになるかというところも含めて検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、いつまでに実車というか、運行できるのでしょうか。日にち、期日は。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今年度システム等を検討いたしまして、予算もございますので、使えるものかどうかというのを検討していくということです、今年度は。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 使えるかどうかというのは、おかしな言い方だよね。（不規則発言あり）だから、使えるかどうかというのは駄目だよね。だって、無駄な銭を使っているものね。もう実験して見なきゃ分からないみたいな話だろ。（不規則発言あり）使えるようにしてください。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） なるべく早く、導入できるように検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 本当に当事者意識になっていただければ、今、高齢者の方はすごく困っている方いるんです。こっちは精いっぱいやっているつもりでも、今日使いたい、明日使いたって方がいっぱいいる。免許返納の方もいる。どうしようかという人。本当は、この何千万円も使っているんだったら、自動運転とかすぐ止まる車を、そこに補助金を出してそういう車を買ってもらって、そういう人に乗ってもらったほうがいいぐらいなんですよ。

ただ、それをやらなくて、今このデマンド交通のほうにシフトしているから、そっちの企業側に金使うようになるんですけれども、だから真剣に早く、すぐやってもらわないと、今必要な方がいらっしゃる。ですから、使えるか使えないかは早く決めていただいて、税金というのは、血税とみんなおっしゃっているんですから、本当に有効に、短時間に結果が出る、それは企業はこの予算でこの期日にやってくださいよと言って、心血を注いで企業はやっています。ですから行政も、企画政策課長がやらなとは言っていないよ。だから言葉に、その後ろに村民がいる、その事業を待っている人がいる、それを常に頭の後ろのほうに置いていながら、そういう計画を立てていってほしいと思います。

最後までなりましたので、9番……、すみません。地域福祉計画の策定についてご説明願います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの縦割りではなく、それぞれの圏域の状況に応じて、行政や保健・福祉等の関係機

関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画を指します。

また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、誰も取り残さない支援の現実に向けて、重層的支援体制での包括的支援などにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる福祉コミュニティを目指すものです。

なお、現在村では、令和5年、6年度で地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定に向けて取り組んでおります。

昨年度は、ニーズ調査の実施とワークショップを開催し、地域の方や地域福祉の担い手の方々に地域の福祉を取り巻く現状等について考えてもらうとともに、地域課題及び解決に関するアイデアなどを意見出し合っていただくことで、今後の地域福祉施策への検討材料として活用することを目的として実施しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この中に、村長がいつも言われている誰一人取り残さない、このメッセージが入っておられることは、高齢者にとって非常に心強いことだと思っております。

これを子育てのほうにも、誰一人取り残さない、これは民主主義の原点でございます。皆様の声を聞いて、皆様一人一人にいろいろな事情とか、いろいろなことがあると思うんで、そこをちゃんと組み入れて、時間をかけてもいいですから、この安心感を担保できる、誰一人取り残さない、これが大切だと思います。そうするとそれだけでも、特に高齢者の方は安心感が得られるのではないかと思っておりますので、粛々と村では頑張っていたきたい。

村長に答弁をいただきたいんですけども、時間になりましたので、これにて終わりにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時11分）